

第三期三鷹市国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）
第四期三鷹市特定健康診査等実施計画（素案）

令和5年（2023年）12月
三鷹市

目次

第1章 計画策定の概要	4
1 計画策定の背景及び目的	4
2 計画の位置づけ	4
3 データヘルス計画と特定健康診査等実施計画の関係性	5
4 計画期間	5
5 計画の公表・周知	5
6 計画の評価・見直し	5
7 個人情報の保護	5
第2章 三鷹市の現状	6
1 基本情報	6
(1) 三鷹市国民健康保険被保険者の概要（令和5年4月1日現在）	6
(2) KDBシステムによる基本情報（令和4年度）	7
(3) 特定健康診査、特定保健指導の実施結果及び達成状況	9
(4) 男女別・年齢別特定健康診査受診率	10
(5) 有所見の状況（令和4年度）	11
(6) 問診の状況（平成30年度～令和4年度）	12
2 前期計画等に係る考察	14
3 健康・医療情報等の分析及び分析結果に基づく健康課題	24
(1) 特定健康診査・特定保健指導の分析	24
(2) 医療費の現状	25
(3) レセプト・健診結果等を組み合わせた分析	26
(4) その他	26
第3章 第三期計画全体	27
1 三鷹市における健康課題	27
2 目的・目標を達成するために実施する保健事業一覧	28

3	計画全体の目標の評価指標／現状値／目標値	29
4	特定健康診査・特定保健指導の目標、実施方法（特定健康診査等実施計画）	30
	（1）特定健康診査	30
	（2）特定保健指導	31
第4章	個別保健事業の実施	33
1	特定健康診査の受診率向上	33
	（1）特定健康診査	33
	（2）特定健康診査未受診者対策	34
	（3）特定健康診査受診促進事業	35
2	生活習慣病の予防	36
	（1）特定保健指導	36
	（2）体成分測定と健診結果説明会	37
	（3）特定健康診査フォローアップ教室	38
	（4）糖尿病性腎症重症化予防事業	39
3	医療費の適正化	40
	（1）後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進に関する事業	40
	（2）重複・多剤服薬情報通知等事業	41
	〔資料編〕	42

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景及び目的

糖尿病、高血圧症等の生活習慣病は自覚症状なく進行し、現在のわが国における死亡や要介護状態になる等の主な原因の1つとなっています。生活習慣病は多くの場合、食事や運動等日常の生活習慣を見直し、改善することによってその発症や重症化を予防できるものです。こうした中、国は治療の重視から疾病予防へと転換を図り、生活習慣病対策を充実・強化するため、「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）」に基づき、平成20年度からメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を導入しました。

また、特定健康診査の実施や診療報酬明細書等（以下「レセプト」という。）の電子化、国保データベースシステム（以下「KDBシステム」という。）等の整備が進んだことを背景に、平成26年3月に「国民健康保険法に基づく保健事業の実施に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号。以下「保健事業実施指針」という。）」の一部が改正され、すべての保険者は、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、保健事業の実施計画（データヘルス計画）（以下「データヘルス計画」という。）を策定し、実施することが義務付けられました。

三鷹市では、三鷹市国民健康保険の保険者として、「三鷹市特定健康診査等実施計画」を策定し、特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病の有病者・予備群の減少及び健康増進に努めてきました。

さらに、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施するため、これまでに特定健康診査の受診情報及びレセプトの分析を行い、健康課題を明確にしたうえで、平成28年度からの2年間の計画期間とする「三鷹市国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）」を策定しました。その後、平成29年度に「第二期三鷹市国民健康保険データヘルス計画（平成30年度～令和5年度）」を策定し、令和3年度には中間評価を実施しました。

令和2年7月には、「経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太方針2020）」において、保険者のデータヘルス計画の標準化等の取組の推進が掲げられ、都道府県レベルで標準化することが方針として示されました。

これらを踏まえ、「三鷹市国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）」及び「三鷹市特定健康診査等実施計画」を策定し、効果的・効率的な保健事業を実施するとともに、その成果に係る目標を定め、評価・見直しを行うことで、被保険者である市民の健康増進及び医療費の適正化を図ってまいります。

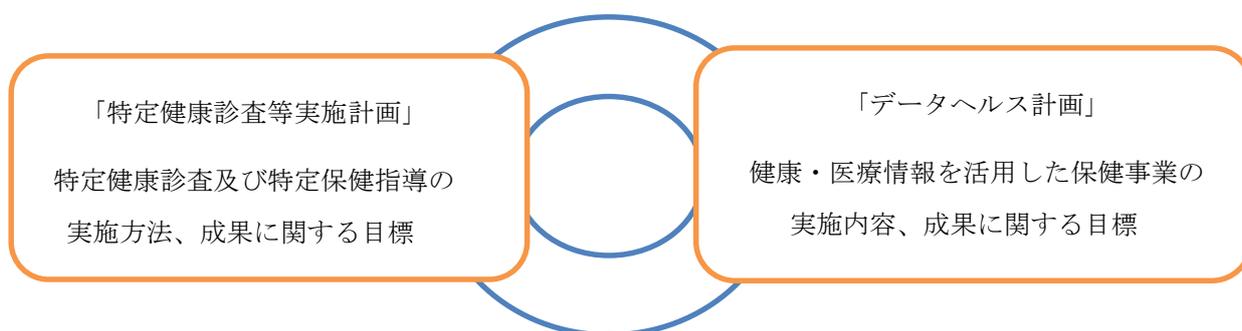
2 計画の位置づけ

第三期データヘルス計画は、「保健事業実施指針」に基づく健康・医療情報を活用した保健事業の計画に位置付け、第四期三鷹市特定健康診査等実施計画は、法第19条第1項及び「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（平成20年厚生労働省告示第150号。以下

「特定健診等実施の指針」という。)」に基づく特定健康診査等の実施に関する計画に位置付けるもの
とします。なお、計画の策定に当たっては、「三鷹市健康福祉総合計画」との整合性を図るものと
します。

3 データヘルス計画と特定健康診査等実施計画の関係性

「保健事業実施指針」において、保健事業を総合的に企画し、より効果的かつ効率的に実施するこ
とができるよう可能な限り「データヘルス計画」と「特定健康診査等実施計画」を一体的に策定するこ
とが望ましいとされていることから、三鷹市でも「第三期三鷹市国民健康保険保健事業計画（データヘル
ス計画）」及び「第四期三鷹市特定健康診査等実施計画」を一体的に策定することとします。



4 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

5 計画の公表・周知

本計画の内容及び事業の実施状況等は、法第19条第3項の規定及び「保健事業実施指針」に基づき、
広報みたか及び市ホームページ等で公表し、周知に努めます。また、国民健康保険運営の健全化の観点
から、三鷹市国民健康保険運営協議会に計画及び保健事業の実施状況等を報告します。

6 計画の評価・見直し

本計画に掲げる目標の達成状況及び事業の実施状況は、データ分析等に基づき評価します。計画の最
終年度となる令和11年度に総合評価を行うこととし、令和8年度には以後3年に向けて中間評価及び見
直しを行うこととします。評価の結果、必要に応じて目標設定、事業の実施方法やスケジュール等の見
直しを行っていきます。

7 個人情報の保護

特定健康診査・特定保健指導で得られる健康情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律
(平成15年法律第57号)」及びこれに基づくガイドライン等に基づいた対応及び適正な管理を行いま
す。

また、事業を委託する際は、個人情報の厳重な管理、目的外使用の禁止等を契約書に定めるととも
に、委託先における個人情報の取扱いについて管理・指導していきます。

第2章 三鷹市の現状

1 基本情報

(1) 三鷹市国民健康保険被保険者の概要（令和5年4月1日現在）

三鷹市の人口	190,193 人
国民健康保険被保険者数	35,046 人（男性17,086人、女性17,960 人）
国民健康保険加入率	18.4 %
被保険者の平均年齢	50.5歳（男性49.2歳、女性51.8歳）
40歳以上の被保険者数	25,012 人（男性11,817 人、女性13,195 人）
※被保険者数：令和5年4月1日現在の三鷹市国民健康保険加入者数	

【国民健康保険加入者の状況】

	全体		男性		女性	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
人口	190,193		92,699		97,494	
国保加入者(人)合計	35,046	18.4%	17,086	18.4%	17,960	18.4%
0～39歳	10,034	28.6%	5,269	30.9%	4,765	26.5%
40～64歳	13,145	37.5%	6,635	38.8%	6,510	36.3%
65～74歳	11,867	33.9%	5,182	30.3%	6,685	37.2%
平均年齢	50.5		49.2		56.8	

（出典）政府統計e-Stat，区別年齢階級別人口
KDBシステム

本市の令和5年4月1日現在の人口及び国民健康保険被保険者数はそれぞれ190,193人、35,046人で、国民健康保険加入率は、18.4%となっています。また、40歳以上の被保険者数は25,012人で、被保険者数の71.4%となっています。第二期データヘルス計画策定時（平成29年4月1日現在）との比較では、全体の人口は、4,468人増となっていますが、国民健康保険被保険者数は6,581人の減となり、国民健康保険加入率は、4ポイント減となっています。また、被保険者の平均年齢は、1.3歳上昇しています。

【国民健康保険被保険者数等の第二期データヘルス計画策定時との比較】

	平成29年4月1日 現在	令和5年4月1日 現在	増減
三鷹市の人口	185,725人	190,193人	4,468人
国民健康保険被保険者数	41,627人	35,046人	△6,581人
国民健康保険加入率	22.4%	18.4%	△4ポイント
被保険者の平均年齢	49.2歳	50.5歳	1.3歳
40歳以上の被保険者数	28,579人	25,012人	△3,567人
40歳以上の被保険者の割合	68.7%	71.4%	2.7ポイント

(出典) KDBシステム

【国保加入率の推移（平成29年～令和3年度）】

	H29	H30	R1	R2	R3
三鷹市	21.39%	20.84%	20.01%	19.63%	19.05%
武蔵野市	21.10%	20.53%	19.85%	19.60%	18.78%
府中市	21.19%	20.36%	19.77%	19.47%	19.05%
調布市	20.78%	19.87%	19.26%	18.98%	18.59%
小金井市	19.96%	19.06%	18.50%	18.20%	17.56%
狛江市	22.15%	21.17%	20.48%	20.24%	19.83%
都内市町村	22.67%	21.70%	20.99%	20.70%	20.16%

(出典) 東京都保健医療局「国民健康保険事業状況」

国民健康保険の加入率の推移について、東京都保健医療局「国民健康保険事業状況」の平成29年度から令和3年度までのデータをみると、近隣市及び都内市町村の平均においても、本市同様、減少している傾向が確認できます。

(2) KDBシステムによる基本情報（令和4年度）

本市における平均寿命・平均自立期間をみると、男性の平均寿命は81.9歳、女性の平均寿命は87.9歳であり、都・国と比較して高くなっています。平均自立期間についても、男性・女性ともに都・国と比較して高くなっており、平均自立期間と平均寿命の差は男性が0.6年、女性が2.5年と女性の方が4倍程度長くなっています。また、平成30年度と比較してやや差が小さくなっています。

【KDBシステムによる平均寿命・平均自立期間（令和4年度）】

	平均寿命（歳）※		平均自立期間（歳）※	
	男性	女性	男性	女性
三鷹市	81.9	87.9	81.3	85.4
都	81.1	87.3	80.2	84.6
国	80.8	87.0	80.1	84.4

（出典）KDBシステム

※ 平均寿命とは、「0歳における平均余命」を指します。平均余命とは、ある年齢の人々が、その後何年生きられるかという期待値のことを指します。

※ 平均自立期間とは、「日常活動動作が自立している期間の平均」を指標とした健康寿命であり、介護受給者台帳における「要介護2以上」を「不健康」と定義し、ここでは、0歳時点の平均余命からこの「不健康」期間を除いたものを指します。

本市における主たる死因は、多いものから順に「悪性新生物（がん）」、「心臓病」、「脳疾患」となっており、都・国と同じ傾向になっています。分析における本市の悪性新生物の割合は、59.0%となっていますが、過去のデータヘルス計画での分析（平成27年度）では、本市の悪性新生物の割合が50.2%であったことから、今後も、がん検診の実施による早期発見が重要な視点と考えています。

【KDBシステムによる主たる死因とその割合（令和4年度）】

	三鷹市		都	国
	人数	割合		
悪性新生物	491	59.0%	51.4%	50.6%
心臓病	204	24.5%	27.5%	27.5%
脳疾患	86	10.4%	13.2%	13.8%
腎不全	21	2.5%	3.1%	3.6%
自殺	20	2.4%	3.0%	2.7%
糖尿病	10	1.2%	1.8%	1.9%
合計	832			

（出典）KDBシステム

(3) 特定健康診査、特定保健指導の実施結果及び達成状況

本市における特定健康診査の実施率の推移は、平成30年度の53.0%をピークに、令和4年度では48.6%となっており、令和2年度の新型コロナウイルスの影響からは回復しているもののそれ以前の水準には戻っていません。特定保健指導の実施率の推移は、直近の5年間で平成30年度の32.3%をピークに年々減少しています。

【特定健康診査・特定保健指導の法定報告値】

		H30	R 1	R 2	R 3	R 4
目標	特定健康診査実施率	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%
	特定保健指導実施率	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%
実績	特定健康診査実施率	53.0%	52.4%	45.5%	48.4%	48.6%
	特定保健指導実施率	32.3%	23.4%	23.3%	21.3%	17.9
対象被保険者数		24,618	24,109	24,028	23,592	22,537
特定健康診査受診者数		13,059	12,626	10,931	11,421	10,958
特定保健指導対象者数		1,369	1,314	1,080	1,127	1,109
動機付け支援対象者数		1,001	959	807	822	826
積極的支援対象者数		368	355	273	305	283
特定保健指導実施者数		442	308	252	240	199
動機付け支援実施者数		378	244	213	199	166
積極的支援実施者数		64	64	39	41	33

(出典) 公益社団法人 国民健康保険中央会

「特定健診等データ管理システム（特定健診・特定保健指導実施結果報告）」

厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」

【特定健康診査実施率の推移（平成29年～令和4年度）】

	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
三鷹市	53.00%	53.05%	52.37%	45.49%	48.41%	48.6%
武蔵野市	52.05%	52.65%	52.42%	44.93%	46.68%	
府中市	55.63%	54.77%	54.70%	49.23%	49.32%	
調布市	55.01%	54.26%	54.42%	47.79%	51.88%	
小金井市	54.71%	54.79%	54.14%	49.02%	52.44%	
狛江市	49.35%	50.77%	51.45%	49.23%	53.11%	

(出典) 公益社団法人 国民健康保険中央会

「特定健診等データ管理システム（特定健診・特定保健指導実施結果報告）」

厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」

【特定保健指導実施率の推移（平成29年～令和4年度）】

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
三鷹市	41.72%	32.29%	23.44%	23.33%	21.30%	17.9%
武蔵野市	15.09%	20.59%	14.70%	14.95%	15.11%	
府中市	16.26%	12.99%	10.21%	8.18%	6.81%	
調布市	12.78%	13.55%	12.35%	12.71%	8.88%	
小金井市	13.20%	11.71%	5.26%	20.60%	16.04%	
狛江市	18.64%	32.84%	22.09%	35.69%	23.69%	

（出典）公益社団法人 国民健康保険中央会

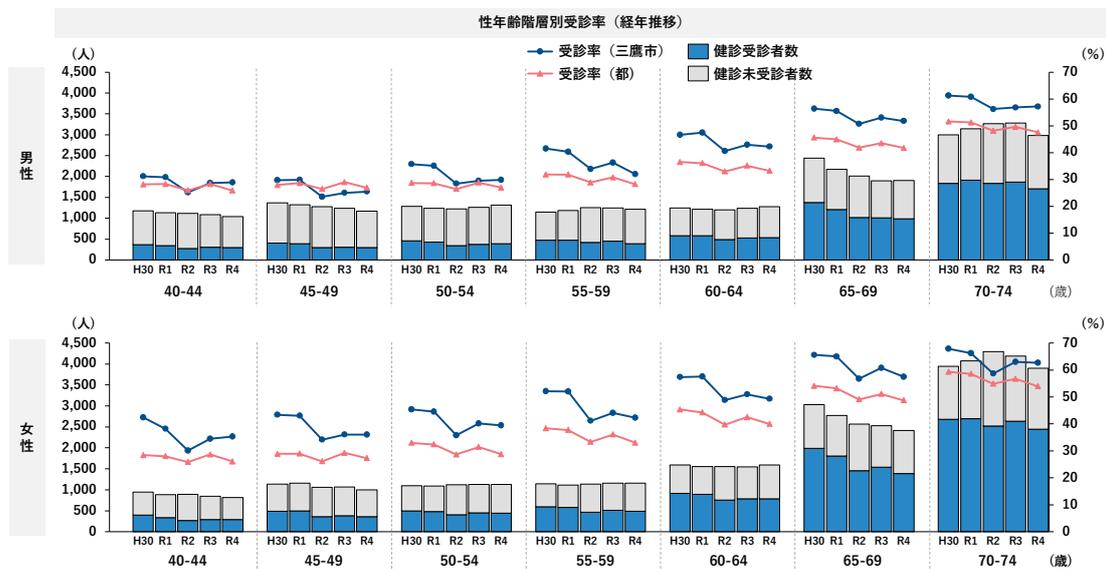
「特定健診等データ管理システム（特定健診・特定保健指導実施結果報告）」

厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」

（4）男女別・年齢別特定健康診査受診率

性年齢階層別の特定健康診査受診率をみると、令和4年度では年齢階層が高くなるにつれて受診率は高くなっており、どの年代においても女性が男性よりも受診率が高い状況です。

【性年齢階層別受診者数・率】

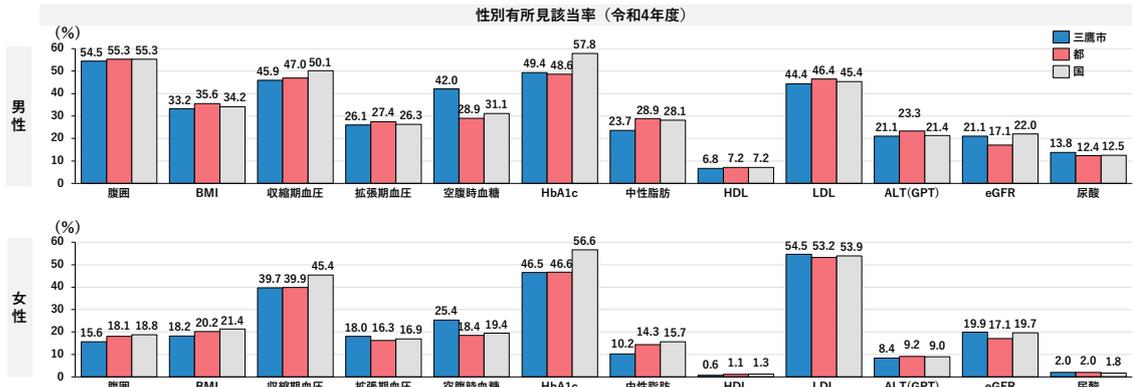


（出典）KDBシステム

(5) 有所見の状況（令和4年度）

男女ともに収縮期血圧、血糖（HbA1c）、脂質（LDLコレステロール）に有所見がある割合が高くなっています。特にLDLコレステロールの割合は国、都と比較しても高い傾向にあります。男性は女性と比べて腹囲の有所見率が高くなっています。

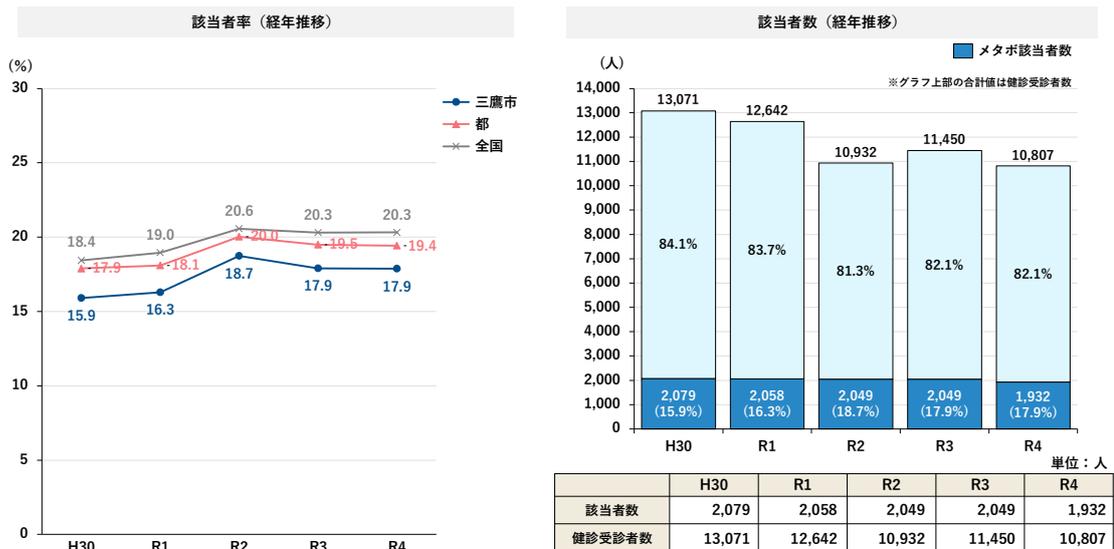
【有所見者の割合】



(出典) KDBシステム

メタボリックシンドローム（腹囲が基準値以上で、かつ高血圧、高血糖、脂質異常のうち2つ以上に当てはまる状態）該当者率は、平成30年度から増加傾向となっています。都、国よりも低く、該当者数の減少と比較し健診受診者数の減少率が高いため、該当者率は概ね増加傾向になっています。

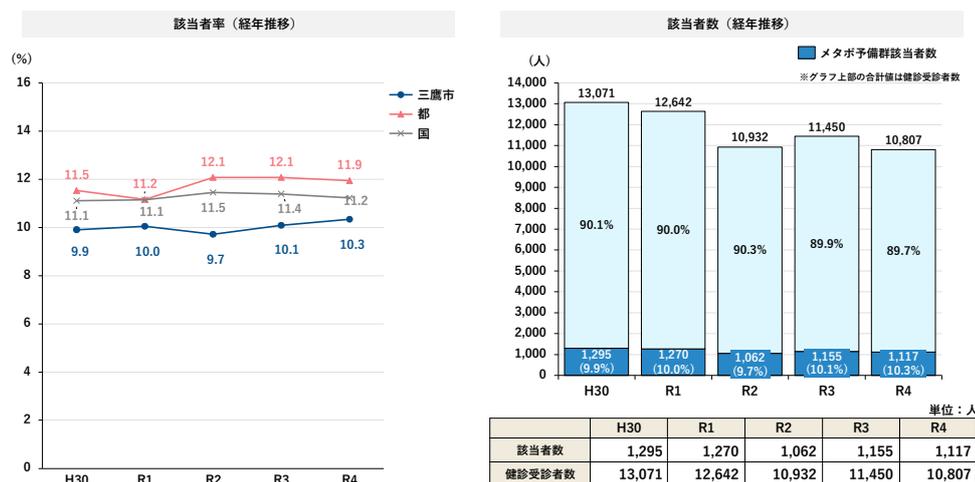
【メタボリックシンドローム該当者率及び該当者数】



(出典) KDBシステム

メタボリックシンドローム予備群（腹囲が基準値以上で、かつ高血圧、高血糖、脂質異常のうち1つに当てはまる状態）該当者率は、平成30年度から横ばいになっており、都、国よりも低くなっています。該当者数の減少と比較し健診受診者数の減少率が横ばいのため、該当者率も横ばいになっています。

【メタボリックシンドローム予備群該当者率及び該当者数】



(出典) KDBシステム

(6) 問診の状況（平成30年度～令和4年度）

5年経年での増減が大きい項目は、運動習慣の問診回答結果では、男性の「歩行速度遅い」(+3.3ポイント)となっており、食習慣の問診結果では、女性の「毎日3食以外で間食をする」(+2.8ポイント)となっています。その他問診回答では、男性の「喫煙習慣有」(-2.8ポイント)、「保健指導の希望なし」(+3.6ポイント)、女性の「保健指導の希望なし」(+2.2ポイント)、「生活習慣改善意欲なし」(-2.3ポイント)となっています。

【問診の推移】

ア 運動

有所見		H30	R1	R2	R3	R4	H30-R4
		割合	割合	割合	割合	割合	増減
1回30分以上 運動なし	男性	55.5%	55.6%	56.7%	56.4%	55.0%	△0.5
	女性	59.1%	59.1%	60.9%	59.6%	59.6%	0.5
1日1時間以上 運動なし	男性	45.7%	45.4%	49.1%	48.1%	47.5%	1.8
	女性	42.6%	42.7%	45.1%	44.8%	42.6%	0
歩行速度遅い	男性	42.3%	42.7%	44.7%	44.7%	45.6%	3.3
	女性	42.9%	43.2%	43.8%	44.9%	44.9%	2

(出典) KDBシステム

イ 食事

有所見		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	H30-R 4
		割合	割合	割合	割合	割合	増減
咀嚼 (ほとんどかめない)	男性	0.6%	0.6%	0.9%	0.7%	0.8%	0.2
	女性	0.4%	0.2%	0.2%	0.4%	0.3%	△0.1
食べる速度が速い	男性	30.6%	30.6%	30.8%	30.9%	30.0%	△0.6
	女性	21.6%	21.5%	21.7%	21.4%	21.1%	△0.5
週3回以上朝食を抜く	男性	16.7%	16.4%	15.9%	16.7%	17.0%	0.3
	女性	9.8%	9.9%	9.9%	10.6%	10.8%	1.0
週3回以上就寝前に夕食をとる	男性	23.8%	24.2%	21.5%	22.4%	22.2%	△1.6
	女性	12.0%	12.0%	10.7%	10.1%	9.9%	△2.1
毎日3食以外で間食をする	男性	13.1%	13.4%	12.9%	14.0%	14.0%	0.9
	女性	23.3%	23.7%	23.8%	24.5%	26.1%	2.8

(出典) KDBシステム

ウ 飲酒、喫煙、保健指導の希望、生活習慣改善意欲

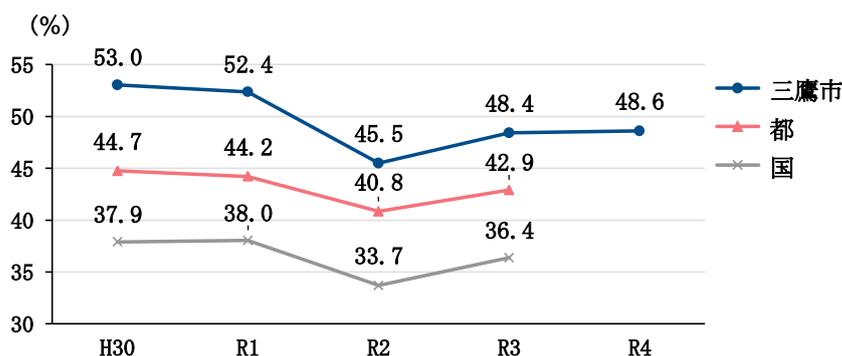
有所見		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	H30-R 4
		割合	割合	割合	割合	割合	増減
毎日飲酒	男性	40.2%	39%	40%	38.9%	38.1%	△2.1
	女性	13.9%	14%	14.7%	14.3%	14.2%	0.3
3合以上の飲酒	男性	5%	4.9%	4.9%	4.8%	4.7%	△0.3
	女性	0.7%	0.8%	0.5%	0.8%	0.7%	0
喫煙習慣有	男性	22.9%	22.2%	20.7%	20%	20.1%	△2.8
	女性	7.4%	7.5%	6.7%	6.9%	6.5%	△0.9
睡眠不足	男性	21.3%	22.5%	20.5%	19.6%	20.5%	△0.8
	女性	25.9%	25.9%	23.2%	23.7%	25.8%	△0.1
保健指導の希望なし	男性	58.6%	60.8%	61.5%	61.7%	62.2%	3.6
	女性	56.7%	57.4%	58.5%	59.1%	58.9%	2.2
生活習慣の改善意欲なし	男性	25.8%	25.7%	25.2%	23.9%	23.9%	△1.9
	女性	22.9%	22.8%	21.8%	20%	20.6%	△2.3

(出典) KDBシステム

2 前期計画等に係る考察

第二期三鷹市国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）・第三期三鷹市特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）における各事業の総評として、特定健診の受診率（法定報告値）は、平成30年度から毎年度減少を続けていましたが、令和3年度は48.4%であり、前年度から3.9ポイント上昇しました。都平均（42.9%）、国平均（36.4%）を上回っていますが、国の目標値（60%）には及ばない状況です。

【特定健康診査受診率の推移】



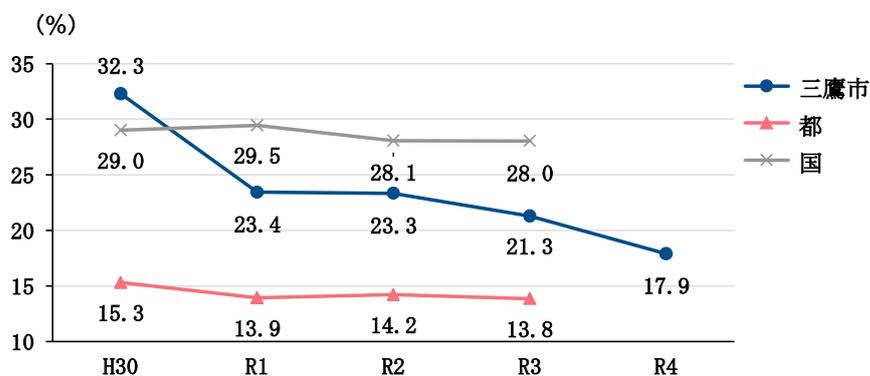
(出典) 公益社団法人 国民健康保険中央会

「特定健診等データ管理システム（特定健診・特定保健指導実施結果報告）」

厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」

同様に、特定保健指導の実施率（法定報告値）は、平成30年度から毎年減少を続けており、令和3年度は21.3%となりました。都平均（13.8%）を上回っていますが、国平均（28.0%）よりは低く、特定健診の受診率同様、国の目標値（60%）には及ばない状況です。

【特定保健指導実施率の推移】



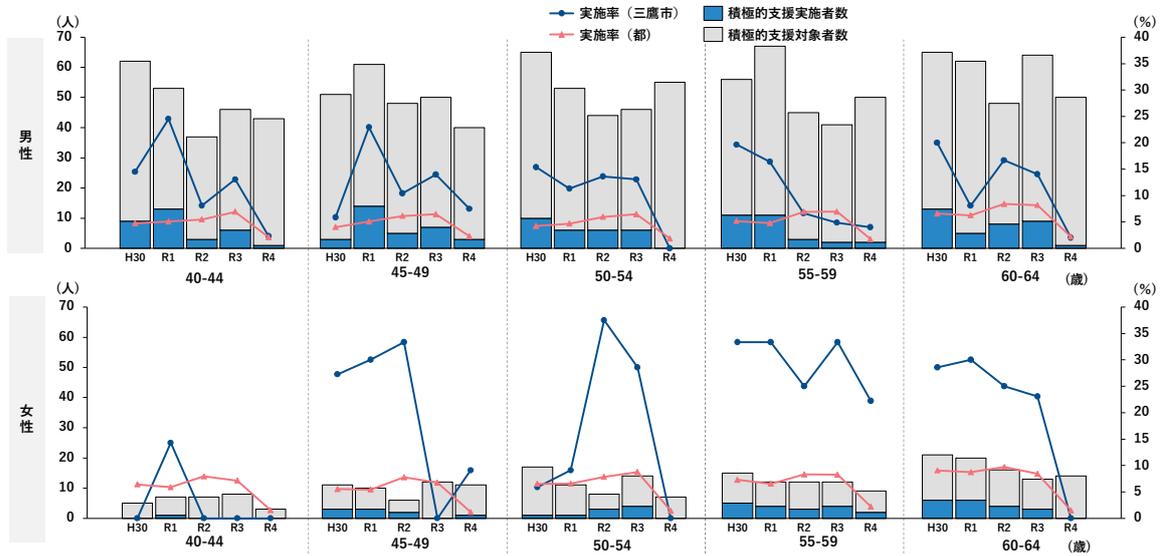
(出典) 公益社団法人 国民健康保険中央会

「特定健診等データ管理システム（特定健診・特定保健指導実施結果報告）」

厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」

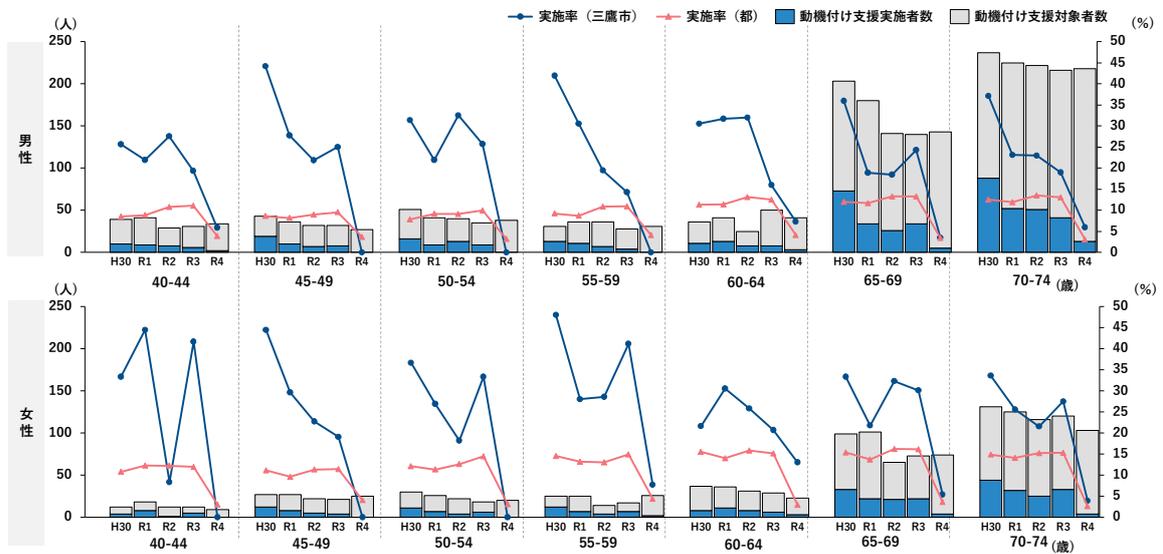
特定保健指導の都との比較（性・年齢別）では、男女ともに減少傾向にあり、特に40歳から44歳の女性の積極的支援、動機付け支援において実施率が低くなっています。

【特定保健指導実施率及び実施者数（積極的支援）性年齢階層別】



(出典) KDBシステム

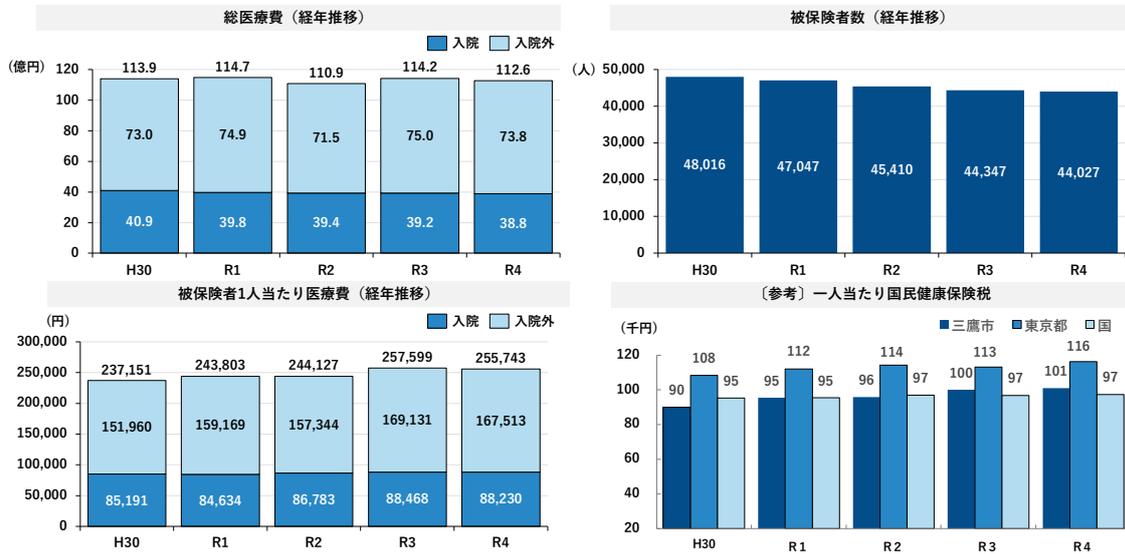
【特定保健指導実施率及び実施者数（動機付け支援）性年齢階層別】



(出典) KDBシステム

総医療費は令和2年度で減少しているものの、令和3年度、令和4年度は令和元年度と同様の水準となっており、被保険者数は減少傾向にあるため、令和4年度の被保険者一人当たり医療費は255,743円と5年間で18,592円増加しています。

【医療費等と被保険者数の推移】

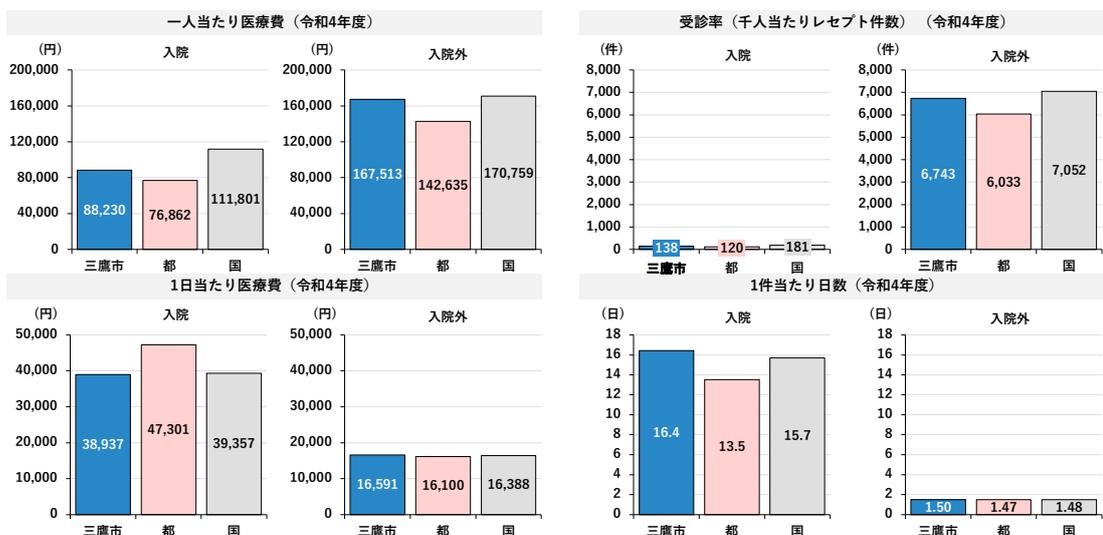


（出典）KDBシステム

公益社団法人 国民健康保険中央会「国民健康保険の実態」

令和4年度の一人当たり医療費（入院）は88,230円で国平均（111,801円）より低く、都平均（76,862円）よりも高くなっています。一人当たり医療費（入院外）は167,513円で、入院と同様に国平均（170,759円）より低く、都平均（142,635円）よりも高い水準となっています。

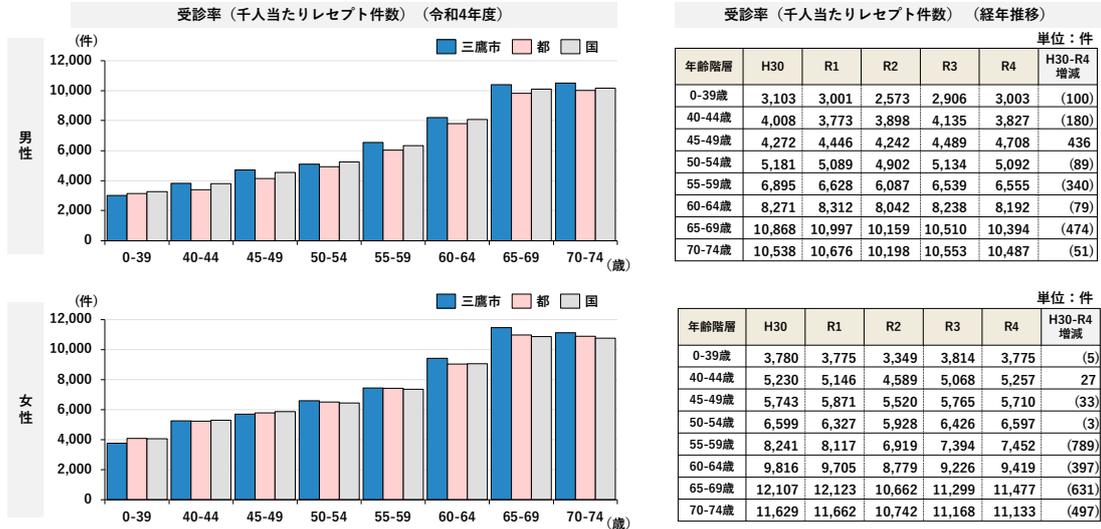
【医療費の構成要素・3要素】



（出典）KDBシステム

医療機関への受診率は年齢が上がるほど多くなっており、男性の0-39歳、女性の0-39歳、45-49歳以外で国、都より多くなっています。

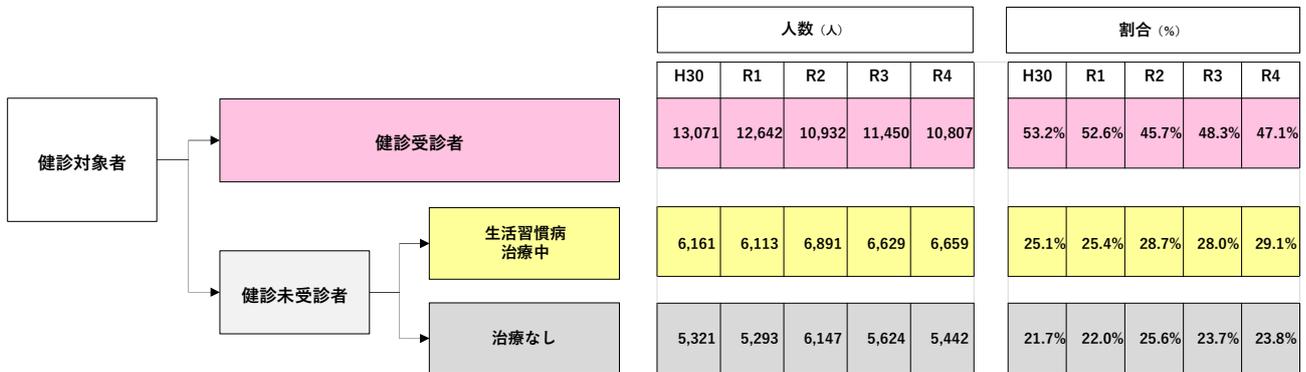
【受診率（千人当たりレセプト件数） 性年齢階層別】



（出典） KDBシステム

令和4年度では、健診未受診は12,101人であり、そのうち健診未受診かつ医療機関での治療のない人（健康状態不明者）の割合は23.8%となっています。

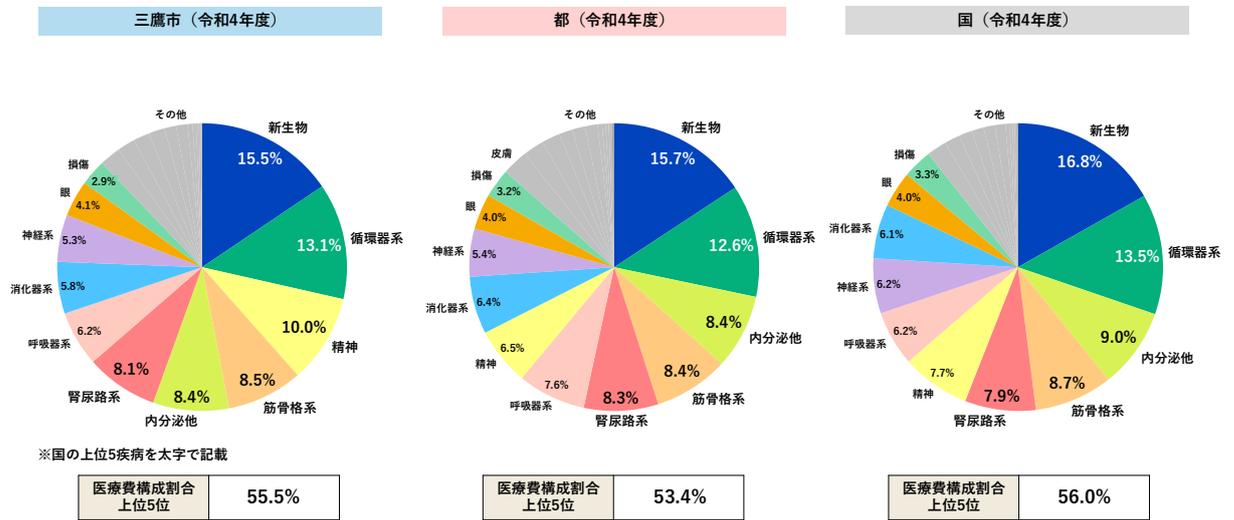
【健診・レセプトの突合分析】



（出典） KDBシステム

疾病分類（大分類）別医療費の割合は、新生物（15.5%）、循環器系疾患（13.1%）、精神（10.0%）、筋骨格系（8.5%）、内分泌他（8.4%）、腎尿路系疾患（8.1%）、の順に多く、上位5疾病の占める割合（55.5%）は国（56.0%）と比べると低く、都（53.4%）と比べると高くなっています。

【疾病分類（大分類） 医療費構成割合】

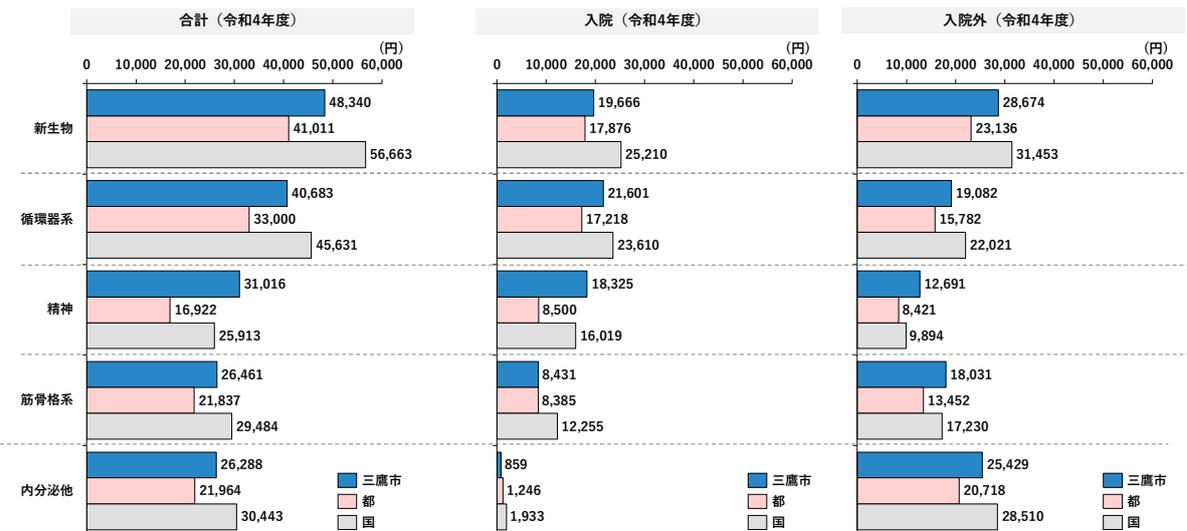


出典：KDB_S23_003_疾病別医療費分析（大分類）【令和4年度】

（出典） KDBシステム

疾病大分類別の一人当たり医療費の上位5位は、新生物（48,340円）、循環器系（40,683円）、精神（31,016円）、筋骨格系（26,461円）、内分泌他（26,288円）となっており、精神以外は国より低く都よりも高く、精神は国、都よりも高くなっています。

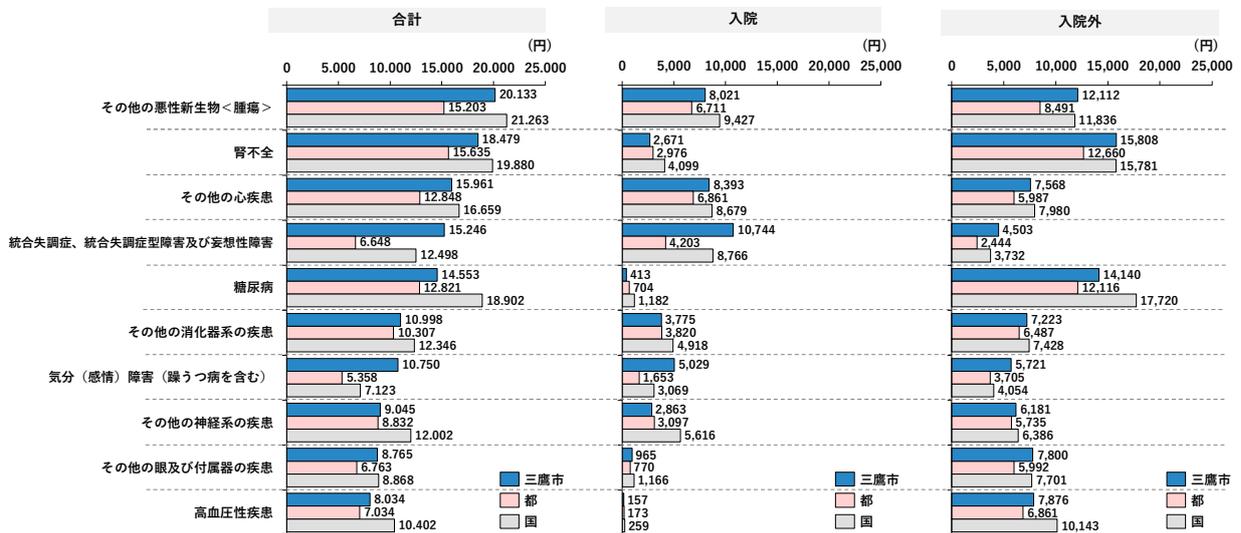
【疾病分類（大分類）一人当たり医療費構成割合_上位5位】



（出典） KDBシステム

疾病分類（中分類）別一人当たり医療費はすべて、都より高くなっており、統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害、気分（感情）障害（躁うつ病を含む）が国、都よりも高くなっています。その他の悪性新生物＜腫瘍＞、腎不全、糖尿病の入院外が特に高くなっています。

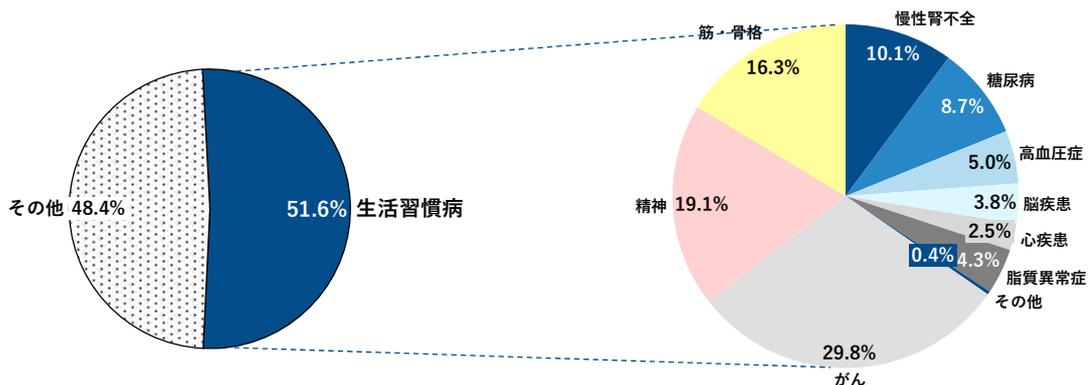
【疾病分類（中分類） 一人当たり医療費推移_上位10位】



(出典) KDBシステム

生活習慣病関連疾患の医療費は、医療費全体の51.6%を占めており、がん、精神、筋・骨格を除く生活習慣病の上位には、慢性腎不全（10.1%）、糖尿病（8.7%）、高血圧症（5.0%）、脳疾患（3.8%）、脂質異常症（4.3%）となっています。

【疾病別医科医療費割合】

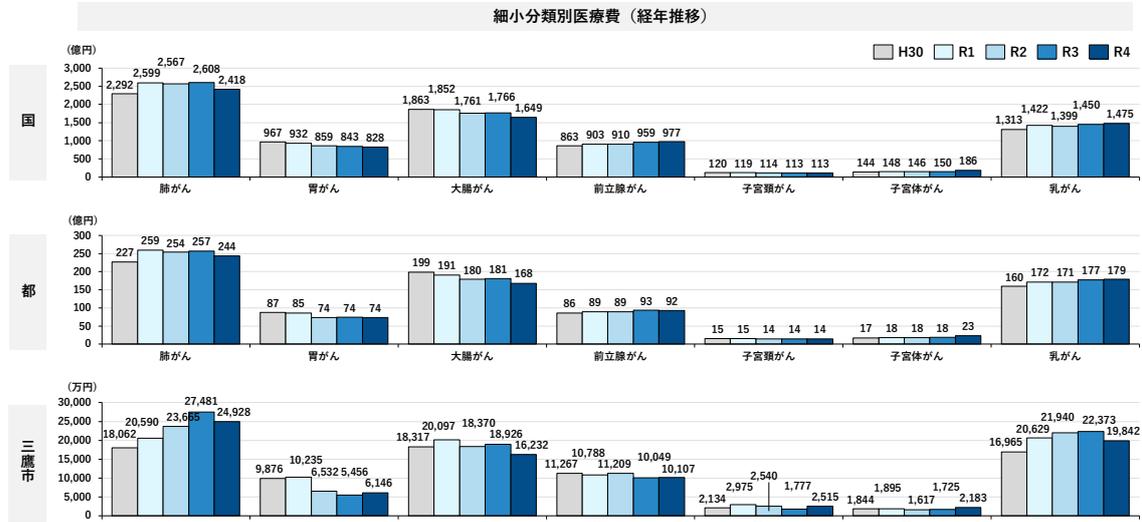


生活習慣病カテゴリ	生活習慣病（詳細）
慢性腎不全	慢性腎臓病（透有）/慢性腎臓病（透無）
脳疾患	動脈硬化症 / 脳出血 / 脳梗塞
心疾患	狭心症 / 心筋梗塞
その他	高尿酸血症 / 脂肪肝

(出典) KDBシステム

悪性新生物の種類別医療費は、肺がん、大腸がん、乳がんの順に高くなっており、国、都と同様の傾向となっています。肺がんの医療費は増加傾向にあり、胃がんは減少傾向となっています。

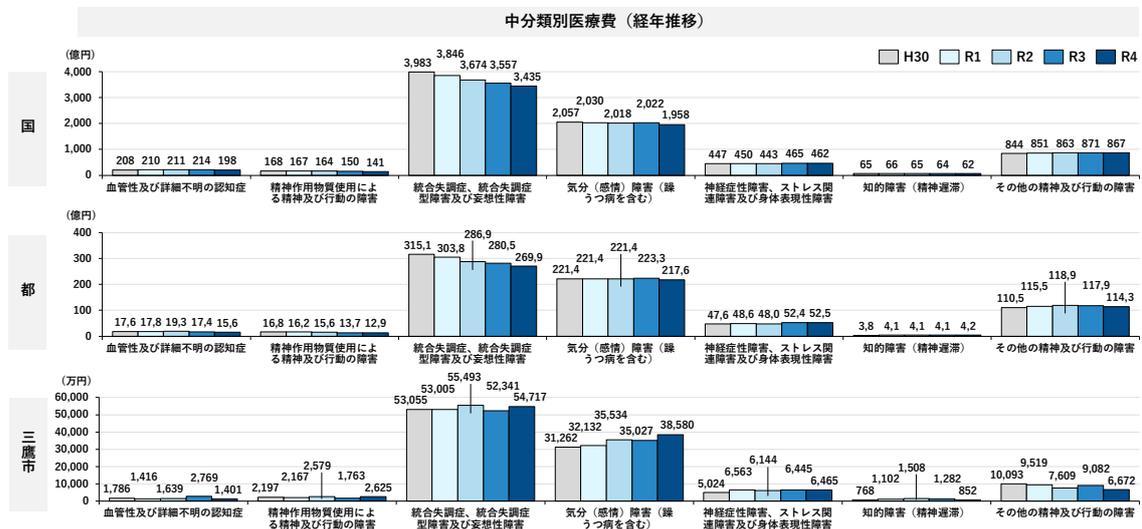
【がん医療費 悪性新生物種類別】



（出典） KDBシステム

精神疾患の種類別医療費は、統合失調症、気分障害、その他の順に高くなっており、国、都と同様の傾向となっています。統合失調症の医療費は、国、都は減少傾向である一方で三鷹市は横ばいとなっています。

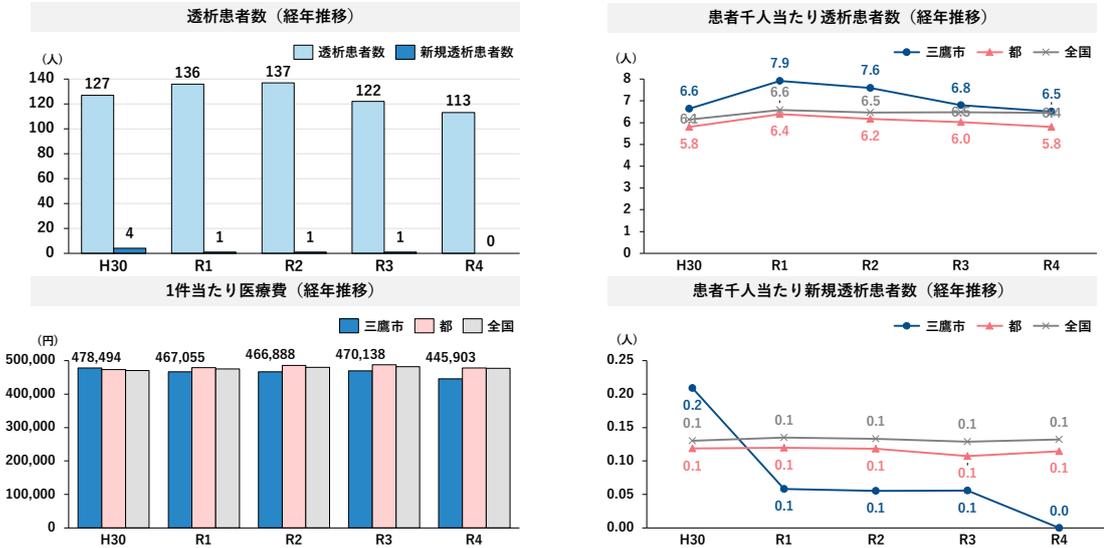
【精神疾患医療費 疾病分類（中分類）別】



（出典） KDBシステム

人工透析患者数及び1件当たり医療費は、おおむね横ばいとなっており、1件当たり医療費は国、都よりもおおむね低くなっています。

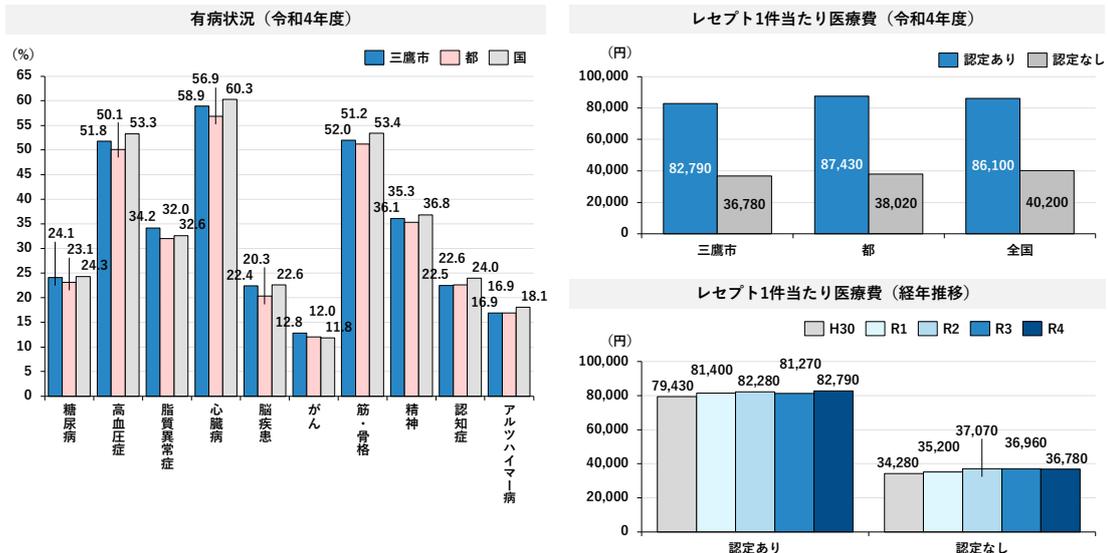
【人工透析患者数】



(出典) KDBシステム

介護認定者の有病状況は、心臓病、筋・骨格、高血圧症、精神の順で高くなっています。また、レセプト1件当たりの医療費は、「介護認定あり」が「介護認定なし」の約2倍以上となっており、過去5年で「介護認定あり」、「介護認定なし」ともに、増加傾向となっています。

【要介護認定者の状況】



(出典) KDBシステム

頻回受診の対象者(同一月に14日以上受診)が76人、20日以上では18人となっており、複数医療機関受診者は54人となっています。

【重複・頻回受診の状況】

■重複・頻回受診の状況(14日以上)の受診がある対象者

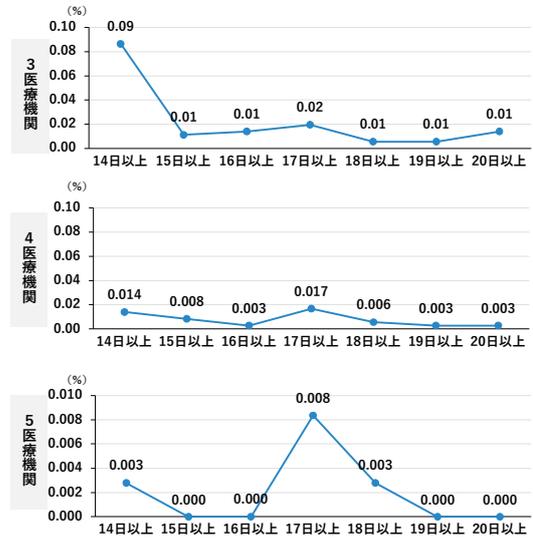
被保険者数	35,889
-------	--------

■人数 単位：人

	14日以上	15日以上	16日以上	17日以上	18日以上	19日以上	20日以上
1医療機関以上	76	10	12	7	6	5	18
2医療機関以上	54	5	10	7	4	3	15
3医療機関以上	31	4	5	7	2	2	5
4医療機関以上	5	3	1	6	2	1	1
5医療機関以上	1	0	0	3	1	0	0

■割合 単位：%

	14日以上	15日以上	16日以上	17日以上	18日以上	19日以上	20日以上
1医療機関以上	0.212	0.028	0.033	0.020	0.017	0.014	0.050
2医療機関以上	0.150	0.014	0.028	0.020	0.011	0.008	0.042
3医療機関以上	0.086	0.011	0.014	0.020	0.006	0.006	0.014
4医療機関以上	0.014	0.008	0.003	0.017	0.006	0.003	0.003
5医療機関以上	0.003	0.000	0.000	0.008	0.003	0.000	0.000



(出典) KDBシステム

14日以上の薬剤を処方されている患者数を薬剤数別にみると、6剤で1,109人(3.1%)、10剤で414人(1.2%)、15剤以上で357人(1.0%)となっています。

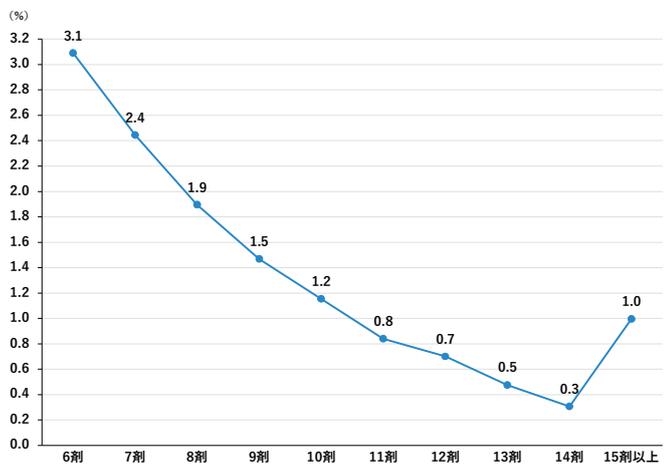
【重複・多剤処方の状況】

■重複・多剤処方の状況(処方日数14以上に該当)の対象者

被保険者数	35,889
-------	--------

単位：人、%

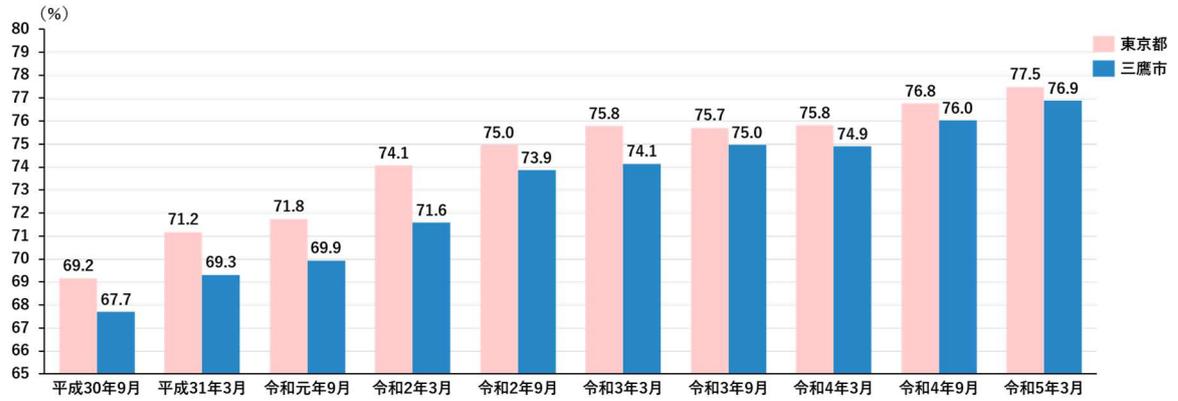
薬剤数	該当者数	割合
6剤	1,109	3.1
7剤	877	2.4
8剤	680	1.9
9剤	527	1.5
10剤	414	1.2
11剤	301	0.8
12剤	251	0.7
13剤	170	0.5
14剤	110	0.3
15剤以上	357	1.0



(出典) KDBシステム

後発医薬品（ジェネリック）の使用割合は増加傾向にあり、令和5年3月時点では76.9%となっています。都の使用割合(77.5%)より低くなっており、国の目標である80%に届いていません。

【後発医薬品の数量割合】



出典：厚生労働省「保険者別の後発医薬品の使用割合」

3 健康・医療情報等の分析及び分析結果に基づく健康課題

(1) 特定健康診査・特定保健指導の分析

分類	健康・医療情報等のデータ分析から見えた内容	健康課題 No.
特定健康診査・特定保健指導の分析	<p>特定健康診査・特定保健指導の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国指針の目標値である特定健康診査実施率 60%に達していません。また、特定健診受診率は令和 4 年度で 48.6%と令和 2 年度の新型コロナウイルスの影響からは回復しているもののそれ以前の水準には戻っていません。国、都と比較して特定健診受診率は高いが、その差は小さくなっています。健診対象者は 22,537 人でそのうち 11,579 人が健診未受診となっています。 ●性年齢階層別にみると、年齢階層が高くなるにつれて健診受診率は高くなっていますが、男性は 45-49 歳で都より低く、女性はその年齢層でも都よりも高くなっています。 ●国指針の目標値である特定保健指導実施率 60%に達していません。また、特定保健指導実施率は減少傾向にあり令和 3 年度は平成 30 年度から 11 ポイント減少し、国より低く、都よりも高くなっています。 ●特定保健指導の都との比較（性・年齢別）では、男女ともに減少傾向にあり、特に 40 歳から 44 歳の女性の積極的支援、動機付け支援において実施率が低くなっています。 	A B C
	<p>(有所見率・健康状態) 特定健診結果の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女ともに、収縮期血圧、HbA1c（ヘモグロビン A1c）、LDL コレステロールの有所見がある割合が高くなっています。特に LDL コレステロールの割合は国、都と比較しても高い傾向にあります。また、男性は女性と比べて腹囲の有所見率が高くなっています。 ●メタボリックシンドローム（腹囲が基準値以上で、かつ高血圧、高血糖、脂質異常のうち 2 つ以上に当てはまる状態）該当者割合は、平成 30 年度から増加傾向となっています。都、国よりも低く、該当者数の減少と比較し健診受診者数の減少率が高いため、該当者割合は概ね増加傾向になっています。 ●メタボリックシンドローム予備群（腹囲が基準値以上で、かつ高血圧、高血糖、脂質異常のうち 1 つに当てはまる状態）該当者割合は、平成 30 年度から横ばいになっています。都、国よりも低くなっています。該当者数の減少と比較し健診受診者数の減少率が横ばいのため、該当者割合も横ばいになっています。 	D
	<p>(生活習慣) 質問票調査の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●運動習慣の問診回答結果は、5 年経年での増減が大きい項目は、男性の「歩行速度遅い」（+3.3 ポイント）となっています。 ●食習慣の問診回答結果は、5 年経年での増減が大きい項目は、女性の「毎日 3 食以外で間食をする」（+2.8 ポイント）となっています。 ●その他問診回答では、5 年経年での増減が大きい項目は、男性の「喫煙習慣有」（-2.8 ポイント）、「保健指導の希望なし」（+3.6 ポイント）、女性の「保健指導の希望なし」（+2.2 ポイント）、「生活習慣改善意欲なし」（-2.3 ポイント）となっています。 	E F

(2) 医療費の現状

分類	健康・医療情報等のデータ分析から見えた内容	健康課題 No.	
医療費の分析	(経年比較・性年齢階級別等) 医療費のボリューム	<ul style="list-style-type: none"> ●総医療費は令和2年度で減少しているものの、令和3年度、令和4年度は令和元年度と同様の水準となっており、被保険者数は減少傾向にあるため、令和4年度の被保険者一人当たり医療費は255,743円と5年間で18,592円増加しています。 ●令和4年度の一人当たり医療費(入院)は88,230円で国平均(111,801円)より低く、都平均(76,862円)よりも高くなっています。一人当たり医療費(入院外)は167,513円で、入院と同様に国平均(170,759円)より低く、都平均(142,635円)よりも高い水準となっています。 ●国や都平均よりも高くなっているのは、入院外の1日当たり医療費、入院の1件当たり日数となっています。 ●医療機関への受診率は年齢が上がるほど多くなっており、男性の0-39歳、女性の0-39歳、45-49歳以外で国、都より多くなっています。 	-
	疾病分類別の医療費	<ul style="list-style-type: none"> ●疾病分類(大分類)別医療費の割合は、新生物(15.5%)、循環器系疾患(13.1%)、精神(10.0%)、筋骨格系(8.5%)、内分泌他(8.4%)、腎尿路系疾患(8.1%)の順に多く、上位5疾病の占める割合(55.5%)は国(56.0%)と比べると低く、都(53.4%)と比べると高くなっています。 ●疾病大分類別の一人当たり医療費の上位5位は、新生物(48,340円)、循環器系(40,683円)、精神(31,016円)、筋骨格系(26,461円)、内分泌他(26,288円)となっており、精神以外は国より低く都よりも高く、精神は国、都よりも高くなっています。 ●疾病分類(中分類)別一人当たり医療費はすべて、都より高くなっており、統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害、気分(感情)障害(躁うつ病を含む)が国、都よりも高くなっています。その他の悪性新生物<腫瘍>、腎不全、糖尿病の入院外が特に高くなっています。 ●生活習慣病関連疾患の医療費は、全体の51.6%を占めており、がん、精神、筋・骨格を除く生活習慣病の上位は、慢性腎不全(10.1%)、糖尿病(8.7%)、高血圧症(5.0%)、脳疾患(3.8%)、脂質異常症(4.3%)となっています。 	D
	後発医薬品の使用割合	<ul style="list-style-type: none"> ●後発医薬品(ジェネリック)の使用割合は増加傾向にあり、令和5年3月時点では76.9%となっています。都の使用割合(77.5%)より低くなっており、国の目標である80%に届いていません。 	E
	重複・頻回受診、重複服薬者割合	<ul style="list-style-type: none"> ●頻回受診の対象者(同一月に14日以上受診)が76人、20日以上では18人となっており、複数医療機関受診者は54人となっています。 ●14日以上の薬剤を処方されている患者数を薬剤数別にみると、6剤で1,109人(3.1%)、10剤で414人(1.2%)、15剤以上で357人(1.0%)となっています。 	F

(3) レセプト・健診結果等を組み合わせた分析

分類	健康・医療情報等のデータ分析から見えた内容	健康課題 No.
レセプト・健診結果等を組み合わせた分析	<ul style="list-style-type: none"> ●人工透析患者数及び1件当たり医療費は、おおむね横ばいとなっており、1件当たり医療費は、国、都よりもおおむね低くなっています。 ●患者千人当たりの透析患者数は、おおむね横ばいとなっています。 ●健診未受診かつ医療機関での治療のない人（健康状態不明者）が23.8%います。 	D

(4) その他

分類	健康・医療情報等のデータ分析から見えた内容	健康課題 No.
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●悪性新生物の種類別医療費は肺がん、大腸がん、乳がんの順に高くなっており、国、都と同様の傾向となっています。肺がんの医療費は増加傾向にあり、胃がんは減少傾向となっています。 ●精神疾患の種類別医療費は統合失調症、気分障害、その他の順に高くなっており、国、都と同様の傾向となっています。統合失調症の医療費は国、都は減少傾向である一方で三鷹市は横ばいとなっています。 ●介護認定者の有病状況は、心臓病、筋・骨格、高血圧症、精神の順で高くなっています。 ●レセプト1件当たりの医療費は、「介護認定あり」が「介護認定なし」の約2倍以上となっており、過去5年で「介護認定あり」、「介護認定なし」とともに、増加傾向となっています。 	その他

第3章 第三期計画全体

1 三鷹市における健康課題

特定健康診査の受診状況及びレセプトのデータ分析により、明らかとなった健康課題は、以下のとおりです。

【第三期における健康課題】

No.	健康課題
A	特定健康診査受診率は都や国と比較して高いが、その差は小さくなっており、若年層の受診率は、ほかの年代と比較して男女ともに低い傾向です。生活習慣病は早い段階からの予防が重要であり、若年層の受診率向上に取り組む必要があります。
B	特定保健指導実施率は男女ともに減少傾向にあり、特に40歳から44歳の女性の積極的支援・動機づけ支援において実施率が低くなっています。特定保健指導への興味・関心を高めることを目標とした周知方法の工夫や再勧奨に努める必要があります。
C	メタボリックシンドローム該当者割合に増加傾向がみられます。また、運動習慣があるものの割合は男女ともに国、都より低くなっていますので、正しい知識の普及・啓発が必要です。
D	男女ともにHbA1cの有所見の割合が高く、さらに生活習慣病関連疾患の医療費が医療費全体の51.6%を占めています。生活習慣を見直すため、栄養相談や予防行動につなげることが重要です。
E	後発医薬品の使用割合は増加傾向にありますが、令和5年3月時点では76.9%となっています。都の使用割合(77.5%)より低くなっており、国の目標である80%に届いていません。後発医薬品への切り替え、普及の促進に取り組む必要があります。
F	頻回受診及び重複・多剤服薬者の対象者が一定数あります。医療費適正化を図るため、周知し、適正受診につなげる必要があります。

【分析の結果、「その他」の分類とした事項への対応】

悪性新生物の種類別医療費は、肺がん、大腸がん、乳がんの順に高く、国、都と同様の傾向になっているため、三鷹市で実施する各種がん検診との連携を図りながら医療費の減少を目指します。

介護認定者の有病状況は心臓病、筋・骨格、高血圧病、精神の順で高くレセプト1件当たりの医療費は「認定あり」が「認定なし」の約2倍になっているため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施などを通じ、他事業と連携しながら介護につながる疾病の予防を図ります。

2 目的・目標を達成するために実施する保健事業一覧

計画全体の目的及び目標と、それらを達成するために実施する保健事業は以下のとおりです。第4章では各保健事業の詳細を記載しています。

【保健事業一覧】

計画全体の目標	健康課題No.	事業番号	事業名	概要
特定健康診査の受診率向上	A	1-(1)	特定健康診査事業	対象者に、特定健康診査受診票とともに、受診案内（パンフレット）等を送付する。市の広報、ホームページ及びポスター等で周知を図る。詳細についてはP30「特定健康診査」のとおり
	A	1-(2) 1-(3)	特定健診未受診者対策	特定健康診査受診率の向上による受診者の健康保持・増進を図る。年齢や受診傾向に応じた特定健康診査受診勧奨を行う。
生活習慣病の予防	B	2-(1)	特定保健指導事業	特定保健指導の対象となった方に対し、特定健康診査を受診した医療機関または委託事業者から、対象者の特徴・属性に応じた効果的な指導を実施する。詳細についてはP31「特定保健指導」のとおり
	C	2-(2) 2-(3)	健診後の各種フォロー事業	保健指導判定値以上の者を対象に、生活習慣、運動習慣、食生活等の改善・正しい知識の普及啓発のため、個別または集団による運動指導や栄養相談が受けられる機会を提供し、運動、栄養の両面から健診後のフォローを行う。
	D	2-(4)	糖尿病性腎症重症化予防事業	健診結果とレセプトの分析から、糖尿病のリスクがある者に対し、専門職による運動指導や個別栄養相談を実施し、かかりつけ医などへの受診勧奨を行う。
医療費適正化	E	3-(1)	後発医薬品の普及促進	一定の医療費削減効果が見込まれる対象者へ、後発医薬品への切り替えを促す通知を送付する。
	F	3-(2)	多受診対策	重複・多剤服薬者に対し、通知や指導を通じて適正な服薬を促すことで、対象者の健康保持と適正受診・適正服薬を図る。

3 計画全体の目標の評価指標／現状値／目標値

健康課題解決に向けた保健事業の実施を通して、計画全体の目標を評価するための評価指標等を記載しています。評価指標の設定に当たっては、令和6年度から適用される「二十一世紀における第3次国民健康づくり運動（健康日本21（第3次））」との整合を図るとともに、国や都、同規模の自治体との比較ができるよう、東京都のデータヘルス計画標準化ツールを活用しながら、主にKDBシステムから算出できる指標を設定することとします。

【第三期計画の目標、評価指標、目標値】

計画全体の目標	評価指標	指標の定義	計画全体の評価指標／現状値／目標値						
			策定時	目標値（年度）					
				R6	R7	R8	R9	R10	R11
特定健康診査受診率の向上	特定健康診査受診率	対象者のうち特定健診受診者の割合	48.6%	60%	60%	60%	60%	60%	60%
	対象者の変化	勧奨を実施した者のうち受診につながった割合	35.6%	40%	40%	40%	40%	40%	40%
生活習慣病の予防	生活習慣改善意欲がない人の割合	特定健診の間診項目で「生活習慣を改善するつもりがある」と回答した者の割合	24.5%	20%以下	20%以下	20%以下	20%以下	20%以下	20%以下
	特定保健指導実施率	対象者のうち、特定保健指導を終了した者の割合	17.9%	60%	60%	60%	60%	60%	60%
	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	前年度の保健指導利用者のうち、当該年度は対象外となった人数の割合	23.9%	25%	25%	25%	25%	25%	25%
	就寝前2時間以内に夕食をとることが週3回以上ある者の割合	特定健診の間診項目で「はい」と回答した者の割合	15.1%	14%	13.5%	13%	13%	13%	13%
	1日1時間以上身体活動を実施しない者の割合	特定健診の間診項目で「いいえ」と回答した者の割合	44.7%	40%	40%	35%	35%	35%	35%
	内臓脂肪症候群該当者割合	特定健診受診者のうち内臓脂肪症候群に該当する者の割合	17.9%	17%	17%	17%	17%	17%	17%
	糖尿病の有病率	被保険者のうち2型糖尿病の有病者の割合	1.5%	1.5%	1.4%	1.3%	1.2%	1.1%	1.0%
	医療費適正化	後発医薬品切り替えによる医療費削減	医療費削減額	3千万円/年	3千万円/年	3千万円/年	3千万円/年	3千万円/年	3千万円/年
重複・多剤服薬者の改善による医療費削減		医療費削減額	4千万円/年	4千万円/年	4千万円/年	4千万円/年	4千万円/年	4千万円/年	4千万円/年

4 特定健康診査・特定保健指導の目標、実施方法（特定健康診査等実施計画）

(1) 特定健康診査

ア 特定健康診査等の実施率の目標値

「特定健診等実施の指針」に掲げる市町村国保の特定健康診査等実施率の参酌目標を踏まえ、目標値を以下のとおり設定します。

【特定健康診査の目標値】

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施率	60%	60%	60%	60%	60%	60%
実施者予測数	15,490人	15,620人	15,770人	15,920人	16,060人	16,200人
対象者予測数	28,170人	27,900人	27,670人	27,460人	27,230人	27,000人

イ 特定健康診査の実施方法

区分	内容
対象者	40歳から74歳の三鷹市国民健康保険被保険者 (特定健康診査の実施年度中、かつ1年間を通じて国民健康保険に加入している者。なお、妊産婦その他厚生労働大臣が定める者は対象外。)
実施方法	公益社団法人三鷹市医師会（以下「三鷹市医師会」という。）へ委託して、個別健診を実施します。
実施場所	三鷹市医師会会員の医療機関で実施します。
実施時期	毎年5月から翌年2月までの間で実施します。
受診方法	特定健康診査受診票と三鷹市国民健康保険被保険者証を持参し受診 受診結果は、原則、受診医療機関において特定健康診査結果通知票を用いて説明・通知
基本的な健診項目	(ア) 問診（服薬歴・生活習慣等） (イ) 身体計測（身長・体重・腹囲・BMI） (ウ) 理学的検査（身体診察） (エ) 血圧測定 (オ) 血中脂質検査（中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール） (カ) 肝機能検査（AST(GOT)・ALT(GPT)・ γ -GT(γ -GTP)) (キ) 血糖検査（血糖・HbA1c） (ク) 尿検査（糖・蛋白）
詳細な健診項目（一定の基準のもと、医師が必要と認めた場合に実施）	(ア) 貧血検査（赤血球数・血色素量・ヘマトクリット） (イ) 血清クレアチニン（ウ）心電図（エ）眼底検査
追加健診項目	(ア) 血液一般（赤血球数・血色素量・ヘマトクリット・白血球数・血小板・総コレステロール） (イ) 尿検査（潜血・ウロビリノーゲン・PH） (ウ) 腎機能検査（血清クレアチニン・eGFR） (エ) 尿酸（オ）心電図（カ）胸部レントゲン

実施項目は医師会と協議し、原則として「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」（令和5年10月3日厚生労働省健康局）及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」（令和5年3月厚生労働省保険局）に記載されている健診項目とします。

なお、眼底検査については、当該年度の特定健康診査の結果、一定の基準に該当し、かつ医師が必要と認める方に、眼科医による眼科検診を案内するものとします。

（2）特定保健指導

ア 特定保健指導の実施率の目標値

「特定健診等実施の指針」に掲げる市町村国保の特定健康診査等実施率の参酌目標を踏まえ、目標値を以下のとおり設定します。

【特定保健指導の目標値】

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施率	60%	60%	60%	60%	60%	60%
実施者予測数	604人	650人	698人	746人	809人	874人
対象者予測数	1,343人	1,355人	1,369人	1,383人	1,421人	1,458人

イ 特定保健指導の対象者

特定健康診査の受診者のうち、以下の表のとおりリスクに基づく優先順位をつけ、特定保健指導レベル別に応じた支援を実施します。なお、糖尿病、高血圧症または脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者は除きます。

【特定保健指導の対象者（階層化）】

腹囲	追加リスク ※			④喫煙歴	対象	
	①血糖	②脂質	③血圧		40-64歳	65-74歳
85 cm以上(男性) 90 cm以上(女性)	2つ以上該当				積極的支援	動機付け支援
	1つ該当			あり		
上記以外で BMI25 以上	3つ該当			なし	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当			あり		
	1つ該当			なし		

※追加リスクについては、血糖（空腹時血糖 100mg/dl 以上、またはHbA1c 5.6%以上）、脂質（中性脂肪 150mg/dl 以上、またはHDL コレステロール 40mg/dl 未満）、血圧（収縮期 130mmHg 以上、または拡張期 85mmHg 以上）を基準とします。

ウ 特定保健指導の実施方法

特定健康診査の結果、健康の保持に努める必要があるものに対し、支援区分に基づき特定保健指導を実施します。

特定保健指導に当たり、主要達成目標を腹囲 2 cm・体重 2 kg減とし、生活習慣病予防につながる行動変容や主要達成目標の過程である腹囲 1 cm・体重 1 kg減についても評価を行う成果型の評価（アウトカム評価）と特定保健指導の介入方法ごとの評価（プロセス評価）に基づき実績を評価します。

エ 特定保健指導（指導区分）

区分	動機付け支援	積極的支援
支援内容	行動目標及び行動計画を策定し、生活習慣や健康状態を自覚し、自ら目標を設定し行動に移すことができるよう、生活習慣の改善に向けた支援を実施	<ul style="list-style-type: none"> 行動目標及び行動計画を策定し、その実施状況を踏まえて生活習慣の改善が継続できるよう 3 か月以上の継続的な支援を実施 生活習慣の改善が継続できるよう栄養・運動等の実践的な支援を実施
支援期間・頻度	<ul style="list-style-type: none"> 面接による支援（初回） 電話等による評価（3 か月以上経過後） 	<ul style="list-style-type: none"> 面接による支援（初回） 電話等による継続支援（複数回） 行動計画の進捗状況に関する評価 実績評価（3 か月以上経過後）
支援形態	<ul style="list-style-type: none"> 初回に 1 人 20 分以上の個別面接を実施 3 か月以上経過後に身体状況や生活習慣の変化について、電話等により確認し評価を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 初回に 1 人 20 分以上の個別面接を実施 電話による継続支援を複数回行い達成状況等の評価を実施 アウトカム評価とプロセス評価を合わせて支援ポイントが 180 以上となるまで支援を実施
支援実施者	医師、保健師、管理栄養士または一定の保健指導の実務経験のある看護師	

実施内容は、「標準的な健診・保健指導プログラム（令和 6 年度版）」及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」に記載されている内容に準拠します。

第4章 個別保健事業の実施

1 特定健康診査の受診率向上

(1) 特定健康診査

事業の目的		メタボリックシンドロームに着目し、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病の予防を図る。								
事業の概要		特定健康診査の実施								
対象者		40歳から74歳の被保険者								
アウトカム指標	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績	目標値（年度）					
	1	生活習慣改善意欲がない人の割合	特定健診の間診項目で「生活習慣を改善するつもりがある」と回答した者の割合	24.5%	R6 20%以下	R7 20%以下	R8 20%以下	R9 20%以下	R10 20%以下	R11 20%以下
アウトプット指標	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績	目標値（年度）					
	1	特定健康診査受診率	対象者のうち特定健診受診者の割合	48.6%	R6 60%	R7 60%	R8 60%	R9 60%	R10 60%	R11 60%
プロセス（方法）	周知	特定健康診査対象者には、特定健康診査受診票とともに、受診案内（パンフレット）等を送付 市の広報、ホームページ及びポスター等で周知 新規国保加入者には加入手続きの際に窓口で案内								
	勧奨	各年度の4月1日現在の対象者全員に受診票を送付 受診率向上を目的として未受診者に個別に受診勧奨の案内を送付								
	実施及び実施後の支援	三鷹市医師会会員の医療機関にて個別健診を実施 毎年5月から翌年2月までの間で実施 健診実施医療機関にて健診結果を対面で返却・結果説明								
	その他（事業実施上の工夫・留意点・目標等）	健康診査の受診期間を4月・3月を除く通年とし、誕生日付を基準とした3つの期間に分けて実施すること等、受診機会の拡大を図る。								
ストラクチャー（体制）	庁内担当部署	健康福祉部健康推進課及び市民部保険課								
	保健医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会・栄養士会等）	三鷹市医師会に委託								
	国民健康保険団体連合会									
	民間事業者	外部委託事業者にて受診票を作成、発送								
	その他の組織									
	他事業	一部がん検診との同時受診を実施								
その他（事業実施上の工夫・留意点・目標等）										

(2) 特定健康診査未受診者対策

事業の目的		特定健康診査受診率の向上と受診者の健康保持・増進を図る。									
事業の概要		年齢や受診傾向に応じた特定健康診査受診勧奨を行う。									
対象者		当該年度の特定健康診査未受診者									
アウトカム 指標	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定 時実績	目標値（年度）						
					R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	
	1	対象者の変化	勧奨を実施した者のうち受診につながった割合	35.6%	40%	40%	40%	40%	40%	40%	
アウトプット 指標	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定 時実績	目標値（年度）						
					R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	
	1	案内を実施	対象者全員への案内	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
プロセス (方法)	周知	はがきによる案内									
	勧奨	対象者全員への勧奨はがきの送付									
	実施および実施後の支援	勧奨はがきの送付									
	その他（事業実施上の工夫・留意点・目標等）	過去受診歴があるが受診機会が不定期である、当該年度に初めて特定健康診査の対象となったが未受診の者など、未受診者の中でも受診傾向に応じて勧奨文面や発送時期を工夫して実施									
ストラクチャー (体制)	庁内担当部署	健康福祉部健康推進課									
	保健医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会・栄養士会など）										
	国民健康保険団体連合会										
	民間事業者										
	その他の組織										
	他事業										
	その他（事業実施上の工夫・留意点・目標等）										

(3) 特定健康診査受診促進事業

事業の目的		特定健康診査不定期受診者に対し、受診勧奨と運動習慣の機会づくりをすることで健康づくりに関して主体的に参加し、特定健診の受診へとつなげる。								
事業の概要		特定健康診査の不定期受診者に対し、体成分測定と健診受診後の健康づくりや積極的なスポーツ施設の利用を促すための運動教室を実施								
対象者		当年度の特定健診対象者かつ前々年度に健診を受診したが、前年度は健診未受診の者								
アウトカム指標	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績	目標値（年度）					
					R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
	1	スポーツ施設の利用登録率	スポーツ施設の利用登録をした者/事業参加者	31.6%	55%	55%	60%	60%	65%	70%
	2	参加者の特定健康診査受診率	当該年度に特定健康診査を受診した者/事業参加者	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
アウトプット指標	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績	目標値（年度）					
					R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
	1	事業該当者のうち参加者の割合	参加者/事業該当者	1.8%	5%	5%	5%	10%	10%	10%
プロセス（方法）	周知	対象者に対し、事業の案内を郵送し、周知を図る。								
	勧奨	対象者に対し、事業の案内を郵送することで健診の受診勧奨を行う。								
	実施および実施後の支援	健康管理システムで参加者が当該年度に特定健診を受診したか確認する。 運動教室終了後にスポーツ施設利用券を配布し、スポーツ施設の継続的な利用を促す								
	その他（事業実施上の工夫・留意点・目標等）	特定健康診査の説明と運動教室を同時に実施することで、参加者がより効果的な運動の方法について理解し、定期的な受診の重要性を認識してもらえるような機会を提供する。								
ストラクチャー（体制）	庁内担当部署	健康福祉部健康推進課								
	保健医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会・栄養士会など）	公益財団法人 三鷹市スポーツと文化財団								
	国民健康保険団体連合会									
	民間事業者	外部委託事業者								
	その他の組織									
	他事業									
	その他（事業実施上の工夫・留意点・目標等）	特定健康診査を実施している健康推進課と同じ複合施設内のスポーツ施設を活用することで健康づくりを一体的に支援する。								

2 生活習慣病の予防

(1) 特定保健指導

事業の目的		メタボリックシンドロームに着目した指導を行い、生活習慣病の予防を図る。								
事業の概要		特定保健指導の実施								
対象者		特定保健指導基準該当者								
アウトカム指標	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績	目標値（年度）					
	1	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	前年度の保健指導利用者のうち、当該年度は対象外となった人数の割合	23.9%	R6	R7	R8	R9	R10	R11
					20%	20%	20%	20%	20%	20%
アウトプット指標	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績	目標値（年度）					
	1	特定保健指導実施率	対象者のうち特定保健指導を終了した者の割合	17.9%	R6	R7	R8	R9	R10	R11
					60%	60%	60%	60%	60%	60%
プロセス（方法）	周知	市の広報、ホームページ等で周知								
	勧奨	特定健康診査を受診した医療機関での健診結果説明の際に、特定保健指導対象者に医師等から、または委託業者から案内する。								
	実施および実施後の支援	特定健康診査を受診した医療機関にて健診結果説明の際に、または、対象者へ委託業者から案内後申し込みを希望した方へ初回面接を行う 初回面接後は、対象者の特徴・属性に応じた効果的な指導を実施する。								
	その他（事業実施上の工夫・留意点・目標等）	特定健康診査実施後、速やかに保健指導の案内を行う。								
ストラクチャー（体制）	庁内担当部署	健康福祉部健康推進課								
	保健医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会・栄養士会など）	三鷹市医師会								
	国民健康保険団体連合会									
	民間事業者	外部委託事業者								
	その他の組織									
	他事業									
	その他（事業実施上の工夫・留意点・目標等）	保健指導が適切に実施されるよう、三鷹市医師会や委託業者間の連携強化を図るとともに、協力した体制作りを行う。								

(2) 体成分測定と健診結果説明会

事業の目的		特定健診受診者のうち、判定が保健指導判定値以上の者の生活習慣病予防と生活習慣の改善								
事業の概要		該当者へ体成分測定と運動指導、管理栄養士による個別栄養相談がセットになった個別面談の案内を送付し、申込者へ本事業を実施								
対象者		特定健康診査受診者のうち、特定保健指導の対象ではないが、生活習慣や食生活、運動習慣について、受診後のフォローが必要な者								
アウトカム指標	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績	目標値（年度）					
	1	今後に関する質問で生活習慣・運動・医療機関受診のいずれかについて“見直す”と回答した者の割合	“見直すつもりである”と回答したもの/参加者	90%	R6	R7	R8	R9	R10	R11
					95%	95%	100%	100%	100%	100%
アウトプット指標	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績	目標値（年度）					
	1	事業該当者のうち参加者の割合	参加者/事業該当者	9.6%	R6	R7	R8	R9	R10	R11
					10%	10%	10%	15%	15%	15%
プロセス（方法）	周知	対象者に対し、事業の案内を送付								
	勧奨	受診勧奨値に該当した項目（BMI・血圧・空腹時血糖またはHbA1c・中性脂肪）に合わせて、それぞれ肥満・高血圧・糖尿病・脂質異常症のリーフレットを送付								
	実施および実施後の支援	継続した支援が必要な者について、健康推進課で定期的実施している健康相談事業を案内する。								
	その他（事業実施上の工夫・留意点・目標等）	アンケートを実施し、その内容を委託先と共有することで、医療専門職と市の間で参加者のニーズや至らなかった点等を把握し、事業の改善を行う。								
ストラクチャー（体制）	庁内担当部署	健康福祉部健康推進課								
	保健医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会・栄養士会など）	三鷹地域栄養士会（個別相談）								
	国民健康保険団体連合会	特定健診の代行機関 保健事業支援・評価委員会								
	民間事業者	外部委託事業者（体成分測定と運動指導）								
	その他の組織									
	他事業	特定健康診査、特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防								
その他（事業実施上の工夫・留意点・目標等）	民間事業者による体成分測定と運動指導、地域栄養士会による個別栄養相談を連携しながら同時に実施することで、運動・栄養の両面から生活習慣改善に向けアプローチする									

(3) 特定健康診査フォローアップ教室

事業の目的		運動指導を通じて市民が生活習慣病予防に関して主体的に参加できるよう支援する。								
事業の概要		ストレッチや軽い筋力トレーニング等の運動を中心に、生活習慣病の知識と予防を学習する教室を3回開催する。また、「総合スポーツセンター」で実施することで参加者に施設の紹介及び利用方法の説明、登録を案内し、自主的に運動継続するよう促す。								
対象者		前年度の特定健康診査を受診した者のうち、血圧、血糖、脂質のいずれかが保健指導判定値を若干超える方								
アウトカム指標	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績	目標値(年度)					
	1	参加者の意欲向上	参加後に行うアンケートによるスポーツ施設利用登録への意思	93.3%	R6	R7	R8	R9	R10	R11
					90%	90%	90%	90%	90%	90%
アウトプット指標	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績	目標値(年度)					
	1	参加者数	30名	19名	R6	R7	R8	R9	R10	R11
					30名	30名	30名	30名	30名	30名
プロセス(方法)	周知	パンフレットの個別送付								
	勸奨	対象者全員への勸奨パンフレットの送付								
	実施および実施後の支援	事業参加希望者による運動教室及び健康講話を実施。教室終了後のアンケート調査により満足度を確認する。同時に自主的に運動する機会を持ってもらうため、総合スポーツ施設の利用案内を行う。								
	その他(事業実施上の工夫・留意点・目標等)									
ストラクチャー(体制)	庁内担当部署	健康福祉部健康推進課								
	保健医療関係団体(医師会・歯科医師会・薬剤師会・栄養士会など)	公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団								
	国民健康保険団体連合会									
	民間事業者	外部委託事業者								
	その他の組織									
	他事業									
	その他(事業実施上の工夫・留意点・目標等)	特定健康診査を実施している健康推進課と同じ複合施設内のスポーツ施設を活用することで健康づくりを一体的に支援する。								

(4) 糖尿病性腎症重症化予防事業

事業の目的	糖尿病のリスクはあるが、通院をしていないと思われる者の生活習慣改善と医療機関受診機会の創出により、糖尿病の重症化予防を図る。									
事業の概要	特定健康診査とレセプトに基づき、糖尿病のリスクがある者に対し、体成分測定と運動指導士による指導、管理栄養士による個別栄養相談がセットになっている個別面談を案内し、栄養指導と病院の受診勧奨を行う。									
対象者	前年度の特定健診の結果、空腹時血糖126mg/dl または HbA1c 6.5%以上で、前年度中に糖尿病に関するレセプトが確認できない者 特定健診受診者で糖尿病基準に該当するが医療機関未受診の者及び特定健診受診者で過去に糖尿病治療歴があり現在治療を中断していると思われる者									
アウトカム指標	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績	目標値（年度）					
					R6	R7	R8	R9	R10	R11
	1	参加者のうち生活習慣の改善傾向が見られた者	面談した管理栄養士が改善傾向にあると評価した者/参加者	85.7%	90%	95%	100%	100%	100%	100%
アウトプット指標	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績	目標値（年度）					
					R6	R7	R8	R9	R10	R11
	1	事業該当者のうち、参加者の割合	参加者/事業該当者	6.7%	10%	10%	15%	15%	15%	15%
プロセス（方法）	周知	対象者に対し、医療機関の受診勧奨も兼ねた、事業の案内を送付する								
	勧奨	対象者のうち腎症第3期に該当する者には健康推進課の保健師が個別で電話勧奨を実施								
	実施および実施後の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医科レセプトの確認により参加者の医療機関受診状況を確認 ・ 参加者に対し、翌年度にフォローアップの個別面談を案内 								
	その他（事業実施上の工夫・留意点・目標等）	健康推進課が実施する糖尿病専門医による糖尿病に関する市民講座も同時に案内することで、より重層的な支援を行う								
ストラクチャー（体制）	庁内担当部署	健康福祉部健康推進課								
	保健医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会・栄養士会など）	三鷹市医師会 三鷹地域栄養士会								
	国民健康保険団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診の代行機関 ・ 保健事業支援・評価委員会 ・ レセプト情報と健診結果の提供 								
	民間事業者	外部委託事業者へ体成分測定と運動指導を委託								
	その他の組織	年に5回程度、保健師、管理栄養士等専門職も参加する糖尿病性腎症重症化予防に関する会議を開催								
	他事業	特定健康診査、特定保健指導、体成分測定と健診結果説明会								
	その他（事業実施上の工夫・留意点・目標等）	事業の案内通知には具体的に対象者本人の健診結果を載せ、本人の数値がどれくらい危険群に位置しているのかを視覚的に見やすくする								

3 医療費の適正化

(1) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進に関する事業

事業の目的		後発医薬品への切り替えを促し、患者自己負担額及び医療費の削減を図るとともに、医療費適正化への理解を深める。								
事業の概要		一定の医療費削減効果が見込まれる対象者へ、通知を送付する。								
対象者		後発医薬品への切り替えにより、一か月あたりの削減可能額100円以上が見込まれる被保険者								
アウトカム指標	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績	目標値（年度）					
					R6	R7	R8	R9	R10	R11
	1	事業実施の結果	医療費削減額	3千万円/年	3千万円/年	3千万円/年	3千万円/年	3千万円/年	3千万円/年	3千万円/年
アウトプット指標	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績	目標値（年度）					
					R6	R7	R8	R9	R10	R11
	1	対象者の変化	後発医薬品使用率	74.0%	80%	80%	80%	80%	80%	80%
プロセス (方法)	周知	広報みたか、市ホームページ、封筒への印字								
	勧奨	対象者へ通知（ハガキ）を送付（年3回）								
	実施および実施後の支援	対象者からの質問等を受け付けるコールセンター（国民健康保険団体連合会委託）を設置								
	その他（事業実施上の工夫・留意点・目標等）	<ul style="list-style-type: none"> ジェネリック医薬品の普及に伴い通知対象者が減少傾向であるため、対象医薬品を増やすなどの対策を行う。 ジェネリック医薬品の供給状況を三鷹市薬剤師会へ確認しながら事業を実施する。 								
ストラクチャー (体制)	庁内担当部署	市民部保険課								
	保健医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会・栄養士会など）	三鷹市薬剤師会								
	国民健康保険団体連合会	通知の作成、コールセンター設置								
	民間事業者									
	その他の組織									
	他事業									
	その他（事業実施上の工夫・留意点・目標等）									

(2) 重複・多剤服薬情報通知等事業

事業の目的		重複・多剤服薬者に対し通知及び保健指導を行うことで、医療費の適正化及び削減を目指し、また対象者の適正受診に対する意識を高める								
事業の概要		重複・多剤服薬者に対し、通知や指導を通じて適正な服薬を促すことで、対象者の健康保持と適正受診・適正服薬を図っている。								
対象者		重複：「2ヵ月以上同一月内に同一薬剤又は同様の効能・効果を持つ薬剤を複数の医療機関から処方されている者」 多剤：「年齢：40～74歳・同一月に10剤以上の薬剤の処方を1年間で3回以上受けている者」								
アウトカム指標	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績	目標値（年度）					
	1	事業実施の結果	医療費削減額	3.4千万円/年	R6 4千万円/年	R7 4千万円/年	R8 4千万円/年	R9 4千万円/年	R10 4千万円/年	R11 4千万円/年
アウトプット指標	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績	目標値（年度）					
	1	対象者の変化	対象者の改善状況割合	95.2%	R6 100%	R7 100%	R8 100%	R9 100%	R10 100%	R11 100%
プロセス（方法）	周知	広報みたか、市ホームページ								
	勸奨	重複・多剤服薬者に対する通知								
	実施および実施後の支援	通知後、重複服薬者で個別勸奨ができなかった者へ勸奨、再通知を発送								
	その他（事業実施上の工夫・留意点・目標等）	年度末に報告書を作成し、事業評価を行う。								
ストラクチャー（体制）	庁内担当部署	市民部保険課								
	保健医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会・栄養士会など）	三鷹市医師会 三鷹市薬剤師会								
	国民健康保険団体連合会	レセプト情報の提供								
	民間事業者	外部委託事業（通知作成・対象者への指導・報告書作成を委託）								
	その他の組織									
	他事業									
	その他（事業実施上の工夫・留意点・目標等）									

第二期三鷹市国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）
・第三期三鷹市特定健康診査等実施計画 最終評価

【総括表】

(令和4年度の実績を評価)

1 特定健康診査・特定保健指導の実施				
(1) 特定健康診査の実施【計画：第5章-1(1)】		中間評価	最終評価	
① 特定健康診査		事業評価	B	C
指標①	特定健康診査の実施率〈アトカム〉		c	c
指標②	受診勧奨実施者の健診受診率〈アトカム〉【2(1)①「指標①」より】		a	a
指標③	インセンティブ事業参加者の特定健診受診率〈アトフット〉【2(1)②「指標③」より】《総合スポーツセンター連携事業》		a	a
指標④	健診結果募集の実施【2(1)③「指標①」より】		a	a
(2) 特定保健指導の実施【計画：第5章1(1)】				
① 特定保健指導		事業評価	C	C
指標①	特定保健指導の実施率〈アトカム〉		d	d
指標②	特定保健指導の見直し		a	a
2 健康課題に対する取組				
(1) 特定健診の受診勧奨と受診後のフォロー【計画：第6章-1】				
① 受診勧奨による特定健診受診率の向上		事業評価	A	A
指標①	受診勧奨実施者の健診受診率〈アトカム〉		a	a
指標②	受診勧奨数〈アトフット〉		a	a
② 受診者へのインセンティブの実施		事業評価	A	A
指標①	受診促進キャンペーンの実施《家庭系ごみ指定収集袋配布事業》		b	—
指標②	インセンティブ事業参加者のスポーツ施設利用登録率〈アトカム〉 《総合スポーツセンター連携事業》		a	c
指標③	インセンティブ事業参加者の特定健診受診率〈アトフット〉 《総合スポーツセンター連携事業》		a	a
③ 健診結果の募集による受診率の向上		事業評価	A	A
指標①	健診結果募集の実施		a	a
④ 健診結果説明会の実施		事業評価	B	A
指標①	参加者の次年度健診結果の改善率〈アトカム〉		b	b
指標②	参加者の満足度〈アトフット〉		a	a
⑤ 運動教室事業の実施《総合スポーツセンター連携事業》		事業評価	A	A
指標①	運動教室事業参加者のスポーツ施設利用登録への意思〈アトカム〉 《総合スポーツセンター連携事業》		a	a
指標②	運動教室事業参加者の満足度〈アトフット〉《総合スポーツセンター連携事業》		a	a
(2) 各疾患への対応（糖尿病性腎症重症化予防の取組）【計画：第6章-2】				
① 糖尿病性腎症重症化予防		事業評価	B	B
指標①	糖尿病性腎症重症化予防事業の検討・実施		a	a
指標②-1	糖尿病性腎症重症化予防事業参加者の次年度健診結果の改善率〈アトカム〉		c	a
指標②-2	糖尿病重症化予防事業参加者のうち、生活習慣の改善傾向が見られた者の割合〈アトカム〉		—	a
指標③	糖尿病性腎症重症化予防事業参加者数〈アトフット〉		b	c
指標④	糖尿病性腎症重症化予防事業参加者の満足度〈アトフット〉		a	a

2 健康課題に対する取組			
(3) 各疾患への対応・併用禁忌薬剤使用予防の取組【計画：第6章-2・3】		中間評価	最終評価
① 各疾患への対応・併用禁忌薬剤使用予防の取組		事業評価	—
指標①	循環器系疾患への対応（受診勧奨方法等の見直し・検討）	—	—
指標②	慢性閉塞性肺疾患への対応（禁煙マップ配布等による喫煙者の割合）	a	a
指標③	メンタル疾患への対応（適切な相談窓口の周知・リーフレット配布）	a	a
指標④	併用禁忌薬剤使用予防の取組（実施方法の見直し・検討）	—	—
(4) 医療費適正化の取組【計画：第6章-4】			
① 多受診対策（重複・多剤服薬者に対する訪問指導）		事業評価	—
指標①	訪問指導による効果（変化が見られた者の人数）〈アウトカム〉	—	a
指標②	訪問指導を希望する者の人数〈アウトプット〉	—	a
② ジェネリック医薬品の普及		事業評価	B
指標①	ジェネリック医薬品の普及率〈アウトカム〉	a	a
指標②	ジェネリック医薬品啓発対象者の抽出と通知発送数〈アウトプット〉	b	c
(5) がん検診等の充実に向けた取組【計画：第6章-5】			
① がん検診の受診率向上に向けた取組		事業評価	A
指標①	より効果的ながん検診の実施	a	a
指標②	肺がん検診受診者数〈アウトプット〉	a	a
指標③	胃がん内視鏡検査受診者数〈アウトプット〉	b	b
指標④	各がん検診の要精密検査者の精検受診状況の把握率〈アウトプット〉	—	—
(6) その他健康づくり事業等との連携【計画：第6章-6】			
① 各種健康づくり事業等との連携		事業評価	A
指標①	インセンティブ事業参加者のスポーツ施設利用登録率〈アウトカム〉【2(1)②「指標②」より】 《総合スポーツセンター連携事業》	a	c
指標②	運動教室事業参加者の満足度〈アウトプット〉【2(1)⑤「指標②」より】 《総合スポーツセンター連携事業》	a	a
指標③	ゆりかご面接における禁煙マップの配布数〈アウトプット〉	a	a
指標④	フレイルハイリスク者に対する相談・指導の実施〈アウトプット〉	a	a

評価基準

指標評価：a:目標達成、b:ほぼ達成、c:やや遅れている、d:達成困難、—:その他（見直し・変更等）

事業評価：S:計画以上、A:計画どおり、B:計画の7割程度、C:6割未満、—:その他（見直し・変更等）

※評価の目安

指標 評価	a	目標達成（9割以上）
	b	ほぼ達成（7～8割程度）
	c	やや遅れている（6割未満）
	d	達成困難
	—	その他（見直し・変更等）
事業 評価	S	計画以上（10割以上）
	A	計画どおり（9～10割程度）
	B	計画の7割程度（7～8割程度）
	C	6割程度未満
	—	その他（見直し・変更等）